

第5次水上村総合計画

平成26年度策定

水 上 村

目 次

第1部 総論

| | |
|---------------|---|
| 第1章 計画策定の概要 | 1 |
| 第1節 計画の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の役割 | 1 |
| 第3節 計画の構成と期間 | 2 |
| 第2章 計画策定の背景 | 3 |
| 第1節 社会動向 | 3 |
| 第2節 水上村の現状 | 5 |
| 第3節 住民から見た水上村 | 7 |
| 第4節 水上村の課題 | 8 |

第2部 基本構想

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 村づくりの基本姿勢と人口指標 | 10 |
| 第1節 村づくりの基本姿勢 | 10 |
| 第2節 将来人口指標 | 10 |
| 第2章 施策の大綱 | 11 |
| 第1節 豊かな自然と共生する村づくり | 11 |
| 第2節 健康でいきいきと暮らせる村づくり | 11 |
| 第3節 交流の持続と地域活性化の促進 | 11 |
| 第4節 活力ある産業の振興 | 11 |
| 第5節 ふるさとに親しみ、人と地域をはぐくむ教育 | 11 |
| 第6節 高度情報化社会に応じた環境整備 | 11 |
| 第7節 村民と行政の協働による村づくり | 12 |

第3部 基本計画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 豊かな自然と共生する村づくり（自然保護・生活環境） | 13 |
| 第1節 自然との共生と環境の保護 | 13 |
| 第2節 有効な土地利用 | 15 |
| 第3節 安全で快適な居住環境づくり | 16 |
| 1 消防・防災 | 16 |
| 2 交通安全・防犯 | 17 |
| 3 地域のモビリティ確保 | 19 |

| | | | |
|-------------------------------------|------------------|-------|-----|
| 4 | 住宅 | ----- | 2 0 |
| 5 | 上・下水道 | ----- | 2 1 |
| 6 | 環境衛生 | ----- | 2 3 |
| 7 | 公園・広場・緑地 | ----- | 2 4 |
| 8 | コミュニティ | ----- | 2 5 |
| 9 | 斎場 | ----- | 2 6 |
| 第2章 健康でいきいきと暮らせる村づくり（保健・医療・福祉・社会保障） | | | 2 7 |
| 第1節 いきいきとした健康生活の創造 | | | 2 7 |
| 1 | 健康づくり | ----- | 2 7 |
| 2 | 医療 | ----- | 2 8 |
| 第2節 思いやりの福祉の充実 | | | 2 9 |
| 1 | 地域福祉 | ----- | 2 9 |
| 2 | 高齢者福祉 | ----- | 3 1 |
| 3 | 児童福祉 | ----- | 3 3 |
| 4 | 障がい者福祉 | ----- | 3 4 |
| 5 | ひとり親福祉 | ----- | 3 6 |
| 6 | 低所得者福祉 | ----- | 3 7 |
| 7 | 社会保障の充実 | ----- | 3 8 |
| 第3章 交流の持続と地域活性化の促進（交流） | | | 3 9 |
| 第1節 都市と農山村交流の持続と取組み | | | 3 9 |
| 1 | 体験型交流の持続・推進 | ----- | 3 9 |
| 2 | イベント | ----- | 4 0 |
| 第2節 交流基盤づくり | | | 4 1 |
| 第4章 活力ある産業の振興（産業） | | | 4 2 |
| 第1節 地域特性を活かした産業づくり | | | 4 2 |
| 1 | 農業 | ----- | 4 2 |
| 2 | 林業 | ----- | 4 5 |
| 3 | 水産業 | ----- | 4 8 |
| 4 | 工業 | ----- | 4 9 |
| 5 | 商業 | ----- | 5 1 |
| 6 | 観光 | ----- | 5 2 |
| 第5章 ふるさに親しみ、人と地域をはぐくむ教育（教育・文化） | | | 5 4 |
| 第1節 ふるさに誇りをもつ心豊かな人材の育成 | | | 5 4 |
| 1 | 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 | ----- | 5 4 |
| 2 | 社会全体の教育力の向上 | ----- | 5 7 |
| 3 | いつでもどこでも学べる環境づくり | ----- | 5 9 |
| 4 | スポーツで明るく健康な村づくり | ----- | 6 1 |

| | | |
|-------|---|-----|
| 5 | 地域文化の振興と継承 | 6 4 |
| 6 | 男女共同参画 | 6 6 |
| 7 | 国際交流 | 6 7 |
| 8 | 人権教育 | 6 8 |
| | | |
| 第 6 章 | 高度情報化社会に応じた環境整備（道路・情報網の整備） | 7 0 |
| 第 1 節 | 道路交通体系の整備 | 7 0 |
| 1 | 道路 | 7 0 |
| 第 2 節 | 高度情報通信ネットワークの充実 | 7 2 |
| 1 | 情報・通信ネットワークの整備拡充 | 7 2 |
| | | |
| 第 7 章 | 村民と行政の協働による村づくり （村民参加・行財政運営・広域行政・地方創生） | 7 4 |
| 第 1 節 | 村民参加による村づくり | 7 4 |
| 第 2 節 | 村民に身近な行政運営 | 7 5 |
| 第 3 節 | 計画的・効率的な財政運営の確立 | 7 7 |
| 第 4 節 | 村税等収納向上対策 | 7 9 |
| 第 5 節 | 広域行政の推進 | 8 0 |
| 第 6 節 | 地方の創生 | 8 1 |

「別 添」

第 4 部 実施計画

| | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 主要事業実施計画 | 8 4 |
| 2 | 財政計画 | 9 6 |

「添付資料」

| | | |
|---|------------|-------|
| 1 | 住民アンケート調査票 | 1 0 0 |
| 2 | 総合計画策定関連資料 | 1 1 6 |

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画の趣旨

本村は、「人と自然を活かして・みずかみ」をキャッチフレーズに掲げ、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする第4次総合計画に基づき、地域、関係機関・団体と協力して村づくりに係る各種施策に取り組んできました。

この間の日本の社会経済情勢は、長引く円高による景気低迷と厳しい雇用状況、東北地方太平洋沖地震の発生と東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染事故、世界規模の地球温暖化現象等の環境問題、加速する少子高齢化、高度情報化社会の進展など時代の潮流は大きなうねりをみせ、また地方分権の推進により住民ニーズの多様化や生活環境、社会環境が大きく変わり、地方行政に求められる役割も変化をしてくれています。

全国的に地方の農山漁村では少子高齢化、若年者の都市部への流出等、過疎化による人口減少社会がもたらす限界集落の増加、集落機能の衰退や消滅が懸念されております。

長い歴史に支えられた地域の資源を再認識し、先人達が築いてこられた水上村の豊かな自然・財産・文化を保護し、後世に伝え、郷土愛と豊かな心をもつ人材を育成していくことが今後の重要な課題であると考えられます。

このような社会経済情勢のなかで更なる行政サービスの充実、個性ある地域づくり、住民自治の充実等の行政課題に対応し、活力に満ちた地域社会の実現に取り組むためには、これまで以上に村、住民、さらには地域の公的機関の相互連携により、きめ細かなサービスを効率的に提供する必要があると思われます。

本村においては、将来にわたり安全に安心して暮らすことができ、活力と魅力ある地域社会の実現を図るための指針とする水上村第5次総合計画を策定するものです。

第2節 計画の役割

この計画は、今後10年間の水上村の進むべき方向と重点施策、基本施策を明らかにするものであり、その役割は次のとおりです。

行政にとっての役割

これからの村政の方向、事業計画・実施の指針を、長期的・総合的に定めるものです。

村民にとっての役割

「村民参加による村づくり」への共通目標・行動指針となるものです。

村外にとっての役割

村の立場と役割を明らかにし、国・県・広域圏の事業との調整、連携のための指針となるものです。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、基本構想（10年計画）、基本計画（5年計画、前期）からなっています。その構成と期間は次のとおりです。

各計画の期間

平成 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 年度
 (2015) (2020) (2025)



| | |
|---|---------|
| 基本構想 | |
| 村の将来像、村づくりの基本方針、重点プロジェクト、基本施策を明らかにし、基本計画を方向づけるものです。 | |
| 水上村の課題 | 目標となる指針 |
| 水上村の将来像 | 施策の大綱 |
| 基本姿勢 | |

| | |
|--|--|
| 基本計画（前期） | 基本計画（後期） |
| 基本構想を実現するために、部門ごとに現状と課題を明らかにし、基本方針、具体的な主要施策を掲げ、実施計画を方向づけるものです。 | 基本計画の各施策を予算化し、事業を実施するための計画です。基本的には5年計画とし、毎年見直しを行います。 |

| |
|-------------|
| 実施計画 |
|-------------|

基本計画の各施策を予算化し、事業を実施するための計画です。基本的には5年計画とし、毎年見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

第1節 社会動向

少子高齢化・人口減少社会

我が国の年間出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人でありましたが、2012（平成24）年は約103万人まで減少しています。高齢者人口は、2015（平成27）年には約3,395万人、高齢化率は25%と推計されています。総人口は2008（平成20）年をピークに長期の減少過程に入り、経済の発展を支えてきた、一般に働き手とされる生産年齢人口（15～64歳）は、1995年（平成7年）をピークに減少に転じ、今後更に減少していくことが見込まれています。

また、高齢者の増加は、医療、介護サービスの増大、年金等の社会保障分野の現役世代の負担を増加させる要因となっています。

経済・産業構造の変化

1990年代から加速してきた経済のグローバル化の動きは、特に中国や東南アジアなどの国々で世界規模の生産ネットワークを構築し、世界の工場として大きな発展を遂げてきましたが、2008年秋以降、リーマンショックによる金融危機が世界中に広がった結果、経済は収縮し世界同時不況の様相を呈することとなりました。日本ではデフレ脱却を掲げた積極的な景気刺激策の効果もあり、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、地方では依然として厳しい経済状況が続いています。また、農業分野においても国際化が進んでおり、TPP（環太平洋連携協定）のような多国間貿易協定参加に向けた動きが顕在化し、経済発展と国内農業保護・振興をどう両立していくかの議論が高まっています。産業構造は、戦後直後の主要産業であった第一次産業の付加価値ウェイトは急激に低下し、1970年代初頭までの高度経済成長期に第二次産業のウェイトが上昇をみせたものの、その後は低下に転じ、その中で第三次産業は時代とともにウェイトの拡大が続き、現在では国内で生み出される付加価値の大半を創出しており、今や「モノ」ではなく「サービス」の生産を主力とする国となっています。

地方分権の推進

地方公共団体の自主性、自立性を高めることによって地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念に地方分権改革が推進され、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供が求められることとなります。著しい社会環境の変化に対応し、引き続き発展していく地域社会をつくるためには、行政機構の革新や地域社会をリードする人材の育成に努め、地域に住んでいる人みずからが、自主的に創意工夫をもって村づくりに取り組んでいく行政システムを確立していくことが重要となります。

環境保全

異常気象や海水面上昇、生態系への影響などの原因ともいえる地球温暖化対策や自然エネルギーの利用促進など、世界的規模で環境問題への取り組みが進んでいます。これまで

の大量生産・消費、廃棄までのサイクルを見直し、地球環境に優しい低炭素社会・持続可能な社会の構築に向け、自治体、村民、事業者がそれぞれの立場で責任を持った行動が必要になります。東北地方太平洋沖地震を経た国民の生活者意識においては、直接的な生命・健康にかかわるリスク意識や安全安心志向が高まり、中長期的な原発依存度の低減を意識した省電力志向や再生可能エネルギー導入への機運醸成等、国民生活に密着した形で顕著となってきています。安心安全な食料の提供や産業としての農業の役割以外に、地方における農村の豊かな自然や美しい景観、農村の持つ心のやすらぎ、水田の湛水による洪水防止や水源涵養など、農業・農村の多面的な機能として環境面の価値が認められてきています。

ライフスタイル・価値観の変化

ICT（情報通信技術）は生活の隅々にまで浸透して社会基盤を形成し、今後もより深く社会に根付いていくと考えられます。インターネットや携帯電話などに見られるとおり、日常生活への急速な普及により人々の行動様式や価値観にも大きな影響を及ぼしています。日本人のライフスタイルは、このような経済、社会構造の変化を反映して多様化してきており、人々の意識も物質的な豊かさだけでなく、ゆとりや生きがいなど心の豊かさを重視するようになってきました。消費が豊かさの象徴である時代は終わりつつあり、自らの価値観によって多様なライフスタイルの選択が可能な、選べる豊かさへの転換など、真の豊かさとは何かを問い直す時代が来ています。その結果、安心・安全、子育て・教育、環境配慮など地域課題も多様化しています。一方、地域に根ざした歴史や伝統、自然、文化や芸術等、変わらないものに価値があることも認識しなければなりません。

第2節 水上村の現状

立地条件

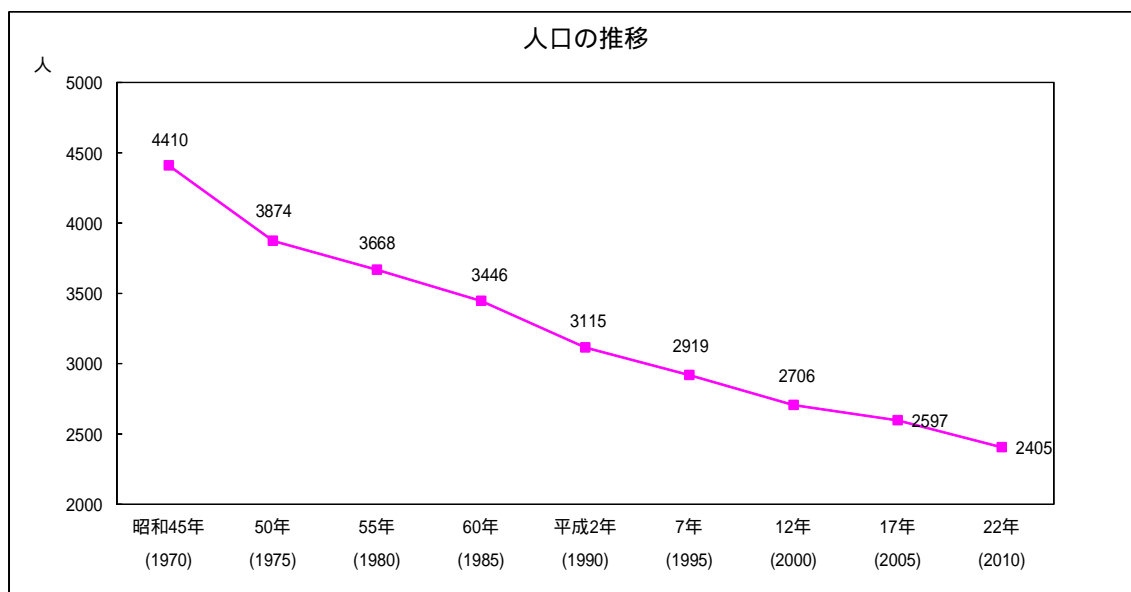
本村は、熊本県の東南端に位置し、九州中央山地の山懐に抱かれ、宮崎県境には霊峰市房山がそびえています。市房ダムを中心に岩野、湯山、江代地区の三つの大字で形成され、地勢は急峻で平坦部は少なく90%以上が山林を占める山村です。日本三急流のひとつ球磨川は本村を源流として人吉・球磨盆地を潤し八代海に注いでおり、水資源供給に大きな貢献をしています。九州自動車道の整備により福岡市から約3時間、熊本市、鹿児島市からは約2時間、人吉インターチェンジを利用し約50分で水上村に到着します。県内外からの日帰り観光圏として認知されるようになってきています。

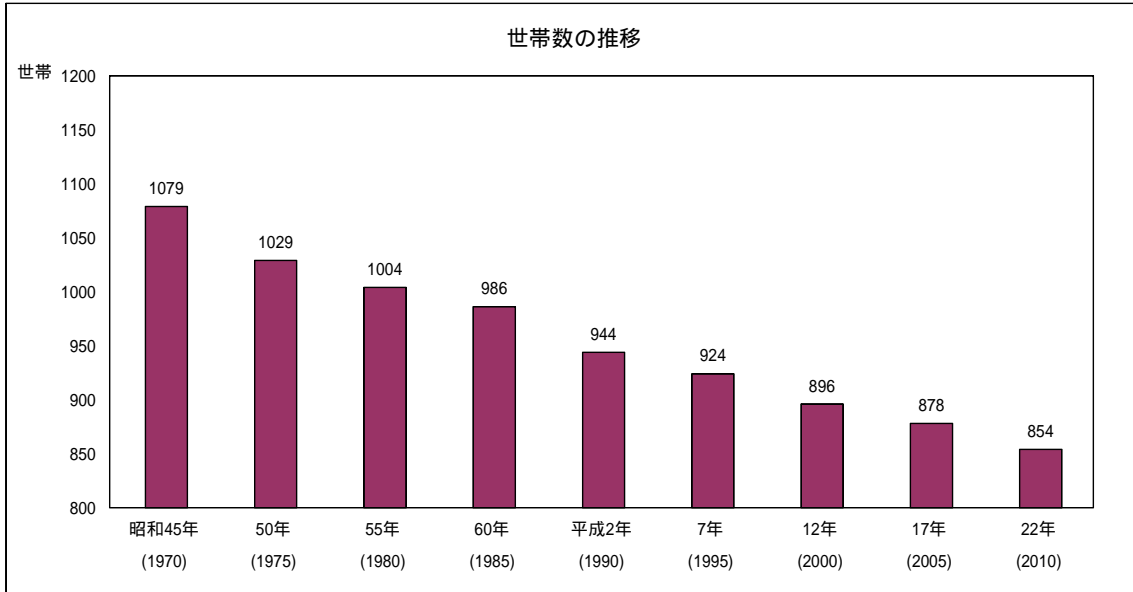
国道388号線、県道上椎葉湯前線、県道五木湯前線を基幹道路として村道、林道、農道等が形成されていますが、第2次市房ダム湖周辺整備計画書等に基づく、国、県など関係機関へ主要事業の要望活動を展開しながら更なる道路網のインフラ整備の充実を進めています。また、平成22年には熊本県下初となる森林セラピー基地に認定され、心と体の癒しの場として自然豊かな資源を活用し、各種ツーリズム事業と合わせた通年の観光振興に取り組んでいます。

「参考統計資料」

人口・世帯数の推移

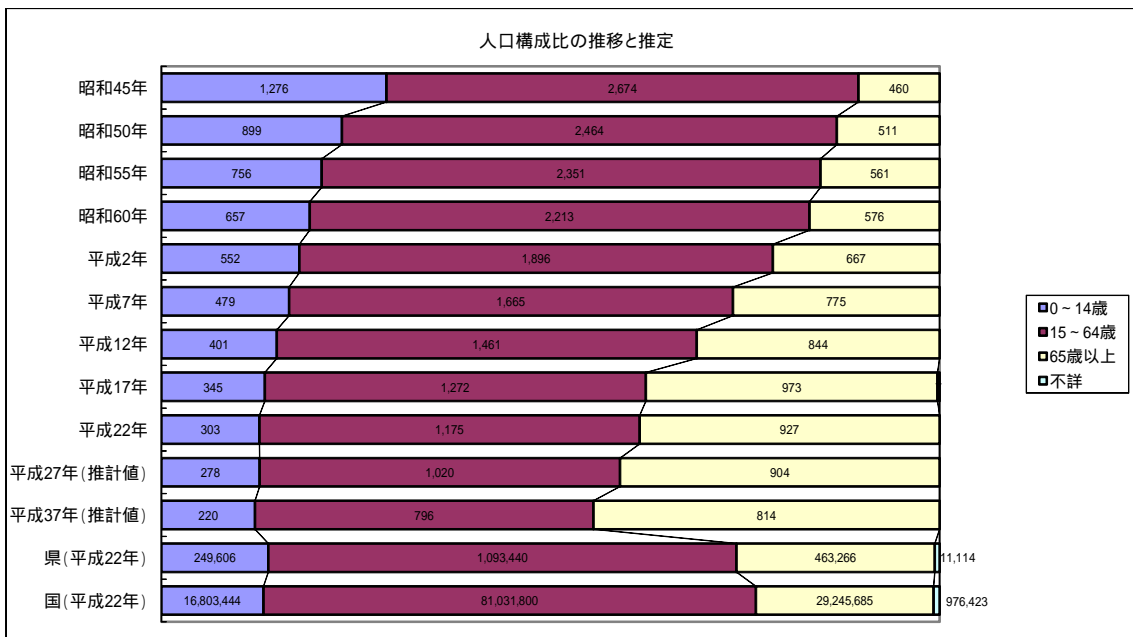
資料：国勢調査





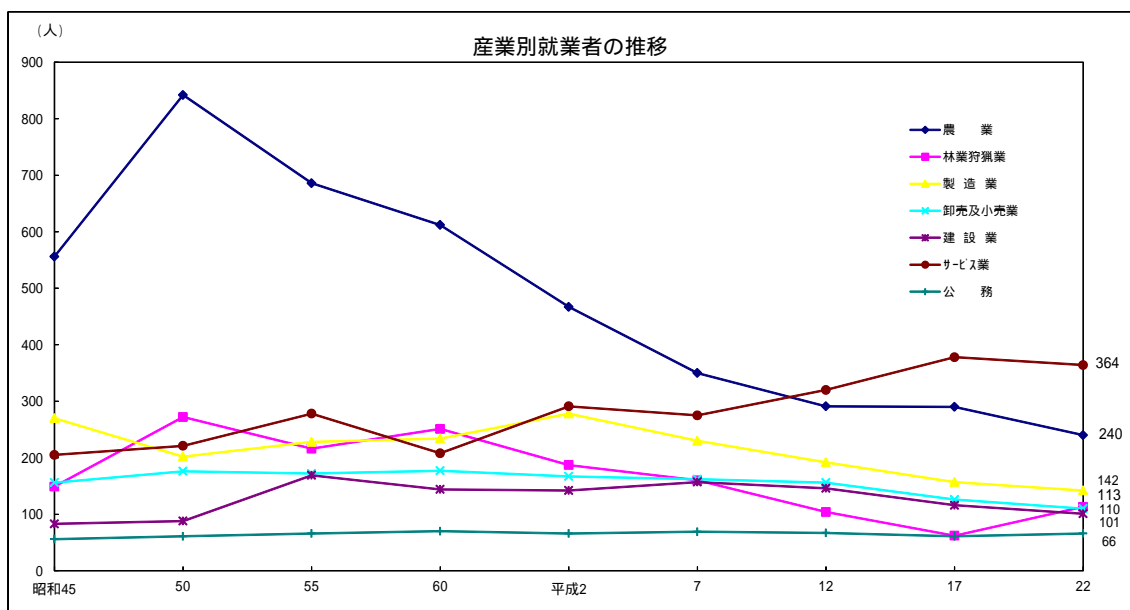
人口構成比の推移と推定

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所



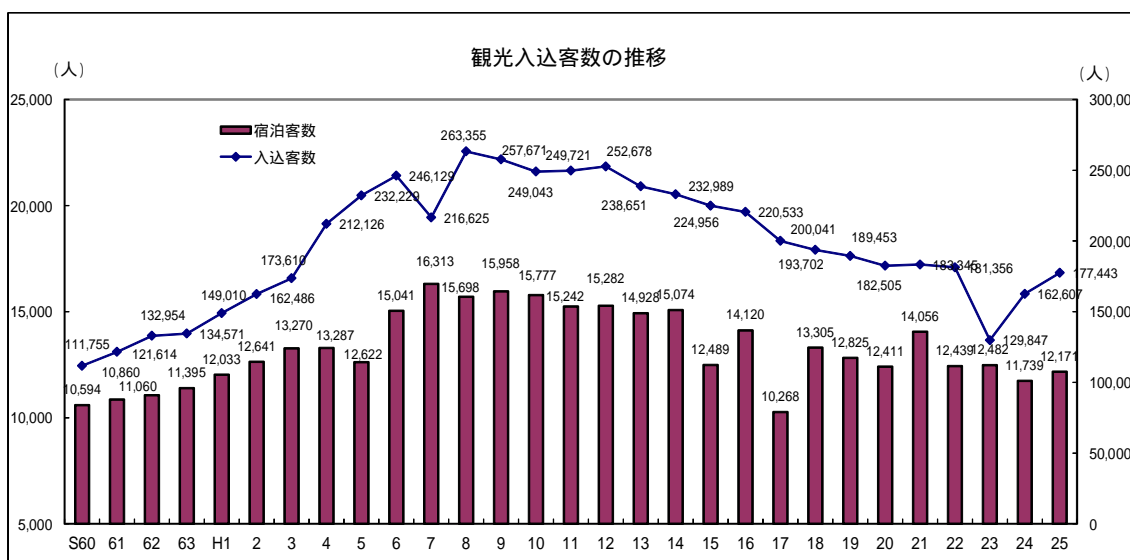
産業別就業者の推移

資料：国勢調査



観光入込み客の推移

資料：観光統計



第3節 住民から見た水上村

住民アンケート調査表添付

第4節 水上村の課題

1 自然・環境

本村は、農山村の原風景ともいえる景観を有し、国土保全とともに生態系の維持、水や緑など癒しの提供、山村文化の承継など多面的な機能を発揮し、安心して豊かさを体験できる基盤として大きな役割を果たしてきました。この美しい山村景観の保全に努め、豊かな資源を基盤とする独自の地域づくりを進め、地域産業の活性化につながる新しい可能性を追求することが重要となります。古くから受け継がれてきた歴史や伝統文化を後世に伝え、郷土愛と豊かな心を持つ人材の育成と将来にわたり生きがいを持ち、互いにふれあい、支え合いながら安心して暮らしていける村づくりを推進していくことが必要となります。

2 人口対策、過疎化、少子高齢化

少子高齢化が急速に進み、高齢者への医療・福祉の充実、子育て家庭への支援、防災・防犯、環境保全といった住民に直結するような課題が顕在化し、集落機能の維持すら困難になると見込まれる地域もあるのではないかと考えられます。身近な地域と地域が連携しながら生活基盤の維持・確保を図っていく視点が重要となります。個人を支える家族、家族を支える地域社会、地域社会を支える行政、企業、NPO等の多様な主体がバランスよく機能した社会の実現を目指す必要があります。雇用の場の確保と定住を促進する支援策の充実を図り、若者の村外への人口流出を押さえることに努め地域の活力を維持する対策が必要となります。

3 地域資源の活用

基幹産業である農林業は、産業構造の変化、従事者の高齢化、後継者不足等、大変厳しい状況にあり、耕作放棄地の増加や山林荒廃等の問題が懸念されます。担い手となる人材育成を支援するとともに農林業、商工業の収益性、生産性を高めるため、生産と加工・販売とを融合させた6次産業化や農工商連携による地元の素材を活かした魅力ある商品の開発と販売を推進し、産品の高付加価値化に取り組み、地場産業の振興に努めることが重要となります。また、都市との交流を進め、地域資源を活用した産業を創造することも求められます。

4 広域的な視点での地域づくり

複数の町村で構成し、さまざまな活動、事業を推進している協議会等の連携体制を強化し、多様な観光ニーズに対応するために広域観光メニューづくりなど、周遊観光の推進施策の展開が求められ、広域での交流人口の拡大を図ることが必要となります。また、病院勤務医の偏在・不足による地域医療体制の危機の解消など人々の安心を支える社会システムの構築が重要課題となります。

5 自立と参加による村づくり

地方分権が推進されていくなかで、地域の特性を生かし、自らの判断と責任において村づくりを進めていくことが強く求められています。この大きな時代の転換期にあたり、改

めて村民と行政、関係団体がそれぞれの役割を果たし、地域の課題解決・目標達成に向かって知恵を出し合い、協働による村づくりを進めることが必要となります。

6 市房ダム湖周辺整備対策

市房ダムは、これまで洪水調節機能や安定的な水資源の確保、水力発電によるエネルギー供給により、建設以来、球磨圏域の安心、安全、快適な生活に大きく貢献しております。

しかし、ダム上流域の山林では荒廃や山腹崩壊が発生し、ダムの健全な機能維持を脅かす状況が見られるようになりました。球磨川流域の安全確保には、上流部に位置する水上村の振興が不可欠といえます。平成25年に策定しました「第2次市房ダム湖周辺整備計画」を基に遅れている生活環境基盤整備を、引き続き国・県等の関係機関に働きかけながら促進していく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 村づくりの基本姿勢と人口指標

第1節 村づくりの基本姿勢

本村は、豊かな緑と清らかな水に恵まれ、先人たちの英知と努力により脈々と受け継がれてきた伝統と歴史ある村です。これまで市房ダム湖周辺の一万余本桜を中心とした日本一の桜の里づくりに取り組み、桜を起爆剤とした観光開発による農林業の振興、また市房山、球磨川水源、温泉、熊本県下初となる森林セラピー基地など地域資源を活かした水上ツーリズムによる都市との交流や活力ある地域社会をめざし、民間、地域団体と行政が連携して村づくりに係る各種施策に取り組んできました。

このような豊かな自然は、村民にとって水上村で暮らすことの喜びであり、村外からの来訪者にとっては癒しを与える普遍的な資源であり、将来においても引き継いでいくべきものです。少子高齢化が進み、厳しい経済状況が続いておりますが、人々が水上村に生まれ育ったことに誇りをもてるよう、地場産業、医療・福祉の充実、生活環境の整備、教育とスポーツの振興等を推進していかなければなりません。

今後も水上村が発展していくためには、村民一人ひとりの主体的な参画と協働が必要であり、貴重な財産と文化を保護し、後世に伝えていくことが重要となります。第5次総合計画は、「人と自然が輝く未来へ」をテーマとして、人と地域資源の可能性を十分に活用し、新しい村の価値の創造に向けた質の高い地域づくりをめざします。

第2節 将来人口指標

1, 人口

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

| | 平成27年(推計) | 平成37年(推計) | 増減 |
|----|-----------|-----------|-----|
| 人口 | 2,201 人 | 1,830 人 | 17% |

2, 年齢別人口指標

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

| 人口指標 | 平成27年(推計) | 平成37年(推計) | 増減 |
|--------|-----------|-----------|-----|
| 0～14歳 | 278 人 | 220 人 | 21% |
| 15～64歳 | 1,020 人 | 796 人 | 22% |
| 65歳～ | 904 人 | 814 人 | 10% |

第2章 施策の大綱

第1節 豊かな自然と共生する村づくり（企画観光課）

自然保護、生活環境

水上村の豊かな自然は、地域の象徴ともいえる普遍的な資源であり、将来にわたって引き継いでいくべき村民の共通財産です。この自然を守り、育み、共生しながら地域づくりにつなげていく必要があります。自然や山村景観に配慮し、美しい緑と花と水に囲まれた安全で暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

第2節 健康でいきいきと暮らせる村づくり（住民福祉課）

保健、医療、福祉、社会保障

少子高齢化がさらに進展していくことに加え、人口減少が予想されるなか、誰もが健康でいきいきとした生活を続けていけるよう健康づくり、医療体制の整備や、地域福祉、高齢者・児童福祉など相互連携を図りながら実施します。

第3節 交流の持続と地域活性化の促進（企画観光課）

交流

少子高齢化が進展していくなかで、都市部との交流事業の持続、促進は地域活性化対策として今後の重要な施策となります。村の地域資源を見直すとともに対外的な情報発信とニーズの把握に努め、ツーリズムの事業内容と受け入れ態勢の充実を図りながら、継続的な事業展開と地域の魅力づくりを進めます。

第4節 活力ある産業の振興（経済課）

産業

村の基幹である1次産業は構造的な変革を求められています。農林業の振興や観光と連携した商業の振興、地域資源を活用した新たな産業の創出等進め村民の生活を支える力強い産業づくりを実施します。

第5節 ふるさとに親しみ、人と地域をはぐくむ教育（教育課）

教育、文化

「人が財産^{たから}」という考えのもと、学ぶ喜びに満ちた安全な学校づくりに向け、教育内容や施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもたちが家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かに成長できる教育環境の実現を図ります。

また、生涯学習社会の実現に向け、全ての世代の人が生涯を通じて学びあい、文化・芸術・自然・歴史とふれあう場や、スポーツに親しむ機会をつくるなど、誰もが生きがいを持てる村づくりに努めます。

第6節 高度情報化社会に応じた環境整備（建設課）

道路交通網・情報通信網の整備

本村の地域資源の活用や交流の促進、産業振興、住民生活の利便性等を図るための道路

交通網の整備、高度情報化に対応できる情報通信網の整備を国、県と連携しながら実施します。

第7節 村民と行政の協働による村づくり（総務課）

住民参加、行財政運営、広域連携、町村合併、地方創生

今後、村税収入の大幅な増加は見込めず、国の地方歳出の抑制からの地方交付税の減額、補助事業の見直しが進展していくなかで、住民と一体となった地域経済循環の創造など、自立の気運を高めるとともに、民間への外部委託、事業の見直しや効率化を実施し、健全な行財政の運営に努めます。

また、広域での事業の取組が必要なものは関係市町村で連携を図り、町村合併については住民の意見を第一に国・県との連絡調整を図りながら対応します。

第3部 基本計画

第1章 豊かな自然と共生する村づくり (自然保護・生活環境)

第1節 自然との共生と環境の保護(企画観光課)

現況と課題

本村は、高峰に囲まれた面積の90%以上が森林の山村であり、球磨川水源や国内でも2箇所では確認できない国指定天然記念物、ゴイシツバメシジミが生息する原生林を残した市房山などの豊かな自然に恵まれています。

市房山周辺は昭和57年、九州中央山地国定公園に、平成22年には県下初となる森林セラピー()基地に認定され、心と体の癒しの場として多くの方に利用されています。一方で地球温暖化や世界規模での自然環境の変化、災害、獣害等に起因する山腹崩壊、山林の荒廃が随所で顕著化し、効果的な自然の保護、保全対策の拡充を図ることが求められています。近年では自然とのふれあいの場を求めるニーズは高まっており、貴重な動植物の保護、自然や生態系との調和のとれた環境問題に配慮した施策を推進していくことが必要です。

基本方針

古来より信仰の対象として崇拜されてきた市房山をはじめ、多くの貴重な自然資源を守り、観光の魅力でもある山村の美しい景観を後世に継承していくため、村民自らも日常生活の中から環境保全に取り組む村づくりをめざします。

具体的施策

1 自然環境の保護・保全活動の推進

- (1) 村民一人ひとりが日常生活の中で水質浄化、ごみの分別・適正処理、投棄防止等を徹底し、自然環境の保護・保全を推進します。
- (2) 水源涵養林として重要な機能を有する山林で、維持管理が不能なものは公有化・適正管理を推進し、山林荒廃等の防止に努めます。
- (3) ゴイシツバメシジミ、ツクシアケボノツツジなど貴重な野生動植物を関係団体の協力を得ながら保護し、生態系の維持に努めます。

2 自然を体感できる空間づくり

- (1) 森林セラピー基地を核とした自然に親しむことができる、都市農村の交流拠点となる施設や森林等の整備を図ります。
- (2) 農山村の原風景ともいえる美しい自然や景観は日本の原風景ともいわれ、観光の魅力でもあり、この自然環境の保護・保全事業等を実施します。

3 自然環境教育・学習機会の充実

- (1) 学校や地域社会の取組みの中で野生動植物等の自然観測や生態系についての学習の機会を充実させることで、自然環境への関心と理解を深め、環境にやさしい村づくりを進めます。

4 開発と自然との調和

- (1) 自然に配慮した計画により乱開発を防止し、適正な土地利用に努めます。
- (2) 木質バイオマス等の環境保全型エネルギーの活用や省エネルギーの推進を通じた地球温暖化防止に向けた対策を図ります。

森林セラピー：森林等を活用した治療、療法。薬や手術などによらない心理療法や物理療法をいう。

第2節 有効な土地利用（企画観光課）

現況と課題

本村は、大部分が急峻な森林のため耕地は限られており農業従事者の高齢化と後継者不足等、最近の農業情勢から荒廃農地、耕作放棄地は増加傾向にあります。今後は優良農地の保全と有効な土地利用により農業経営の基盤を受け継いでいくことが必要です。

また、森林は、国土保全、快適環境の維持、水源涵養等の公益的機能と木材生産等の経済的機能を合わせ持ち、適正な保全を図る事が課題となります。

このほか宅地開発や公共施設の整備などにあたっては、国土利用計画法と関連する森林法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づき乱開発を防止し適正な土地利用を進める必要があります。

基本方針

土地は、現在及び将来における村民の限られた資源であるとともに、生活の基盤です。このため、自然環境を保全し、公共の福祉を優先させ、地域の自然的・社会的、経済的、文化的諸条件を包括し、村民の健康で文化的な住みよい環境の確保と秩序ある土地利用を基本に、景観に配慮した農村的土地利用を推進します。

具体的施策

1 調和のとれた土地利用

(1) 村民の快適で健全な生活を確保するため、無届け、無秩序な開発行為や不法な埋め立て、用途変更などに対する指導を行うとともに、生活道路などの交通体系の整備や教育・文化、生活環境、福祉施設などの充実を図るため、利用目的に応じた土地利用を推進します。

2 農用地の有効利用

(1) 農業振興を図るため、優良農地の確保及び整備保全を推進し、農地の転用については、生産と生活基盤の一体的な整備を考慮し、計画性のある適正な土地利用を促し、生産基盤の整備状況などを考慮して農業の発展を阻害しないよう配慮します。

3 住環境の確保

(1) 豊かな自然や貴重な動植物の生態系、地域の特色を生かし、美しい自然と住環境の調和のある土地利用に努めます。また、快適で文化的な潤いのある住環境の形成を促進するとともに、主要道路沿線については、景観等に配慮し、その地域に適した整備を進めます。

第3節 安全で快適な居住環境づくり

1 消防・防災（総務課）

現況と課題

本村の消防団体制は、2個分団14班編成により、平成26年4月現在で164名（うち機能別消防団員13名）の団員がその任務にあたっています。しかしながら、今日の若者の減少や高齢化による団員確保の困難性、村外就業による昼間の不在団員が増加する中、今後は消防団組織の強化を図るとともに、火災や災害等に迅速に対処できるよう引き続き消防機器や施設の整備を図り、より機動力のある消防体制の充実を図る必要があります。

常備消防については、上球磨消防組合が本村をはじめ上・中球磨の4町村を管轄区域としていますが、火災・災害の複雑多様化に的確、かつ迅速に対処出来るよう常備消防の強化に取り組む必要があります。

また、村土のほとんどを山間部・急傾斜地が占める本村は、過去において河川の氾濫、がけ崩れ等の大きな災害が度々発生し、村民の生活は脅かされ尊い人命も失われました。

今後も引き続き、水上村地域防災計画をもとに危険箇所の調査、治山・砂防事業を計画的に実施し、村民の安全な生活を確保するとともに防災意識の高揚を図り、災害から身を守る体制づくりを進める必要があります。

基本方針

村民の生命や財産を守るため、消防団の強化と消防施設の整備により機動力を高め、消防体制の充実を図るとともに、災害の未然防止から治山・砂防事業に取り組み地域における防災体制の強化を図り災害に強い村づくりを目指します。

具体的施策

1 消防体制の強化

- (1) 組織編成の見直しを進めるとともに、若年層の積極的な入団と女性消防団員の入団を促し、団員の資質の向上による組織の強化を図ります。
- (2) 昼間不在の団員の増加に対処するため、消火協力隊員の確保を図るとともに、村内の会社等への協力を積極的に要請していきます。
- (3) 防火水槽や消火栓など、消防水利の効果的な整備配置を推進するとともに、消防活動の起動力の強化のため積載車等の消防設備の充実を図ります。

2 予防消防の推進

- (1) 火災を未然に防止するため、消火・防災訓練等、防火教育の機会の拡充を図り、広く村民の防火意識の高揚に努めます。
- (2) 水上村役場女性消防隊、幼年消防クラブなどの自主防災組織の育成・強化を通じて、予防啓発活動を推進します。

3 自主防災組織の強化

- (1) 災害発生時における自助力・共助力の強化を図るため、防災訓練等の防災教育の機会の拡充を図り広く村民の防災意識の高揚に努めます。
- (2) 自主防災組織が活動するための資機材等を各拠点施設等へ配備し、防災力の強化を図ります。

2 交通安全・防犯（総務課）

現況と課題

交通安全

交通の高速化・交流圏域の拡大及び交通量の増大に伴い、交通事故は全国的に増加する傾向にあります。本村では、交通安全施設の整備や交通安全思想の普及・啓発に努めるなど交通安全対策を推進していきます。

さらに、未改良道路については、道路整備とあわせて交通安全施設の整備を進め、車両通行の安全と円滑化を図るとともに、歩行者や自転車の安全性の確保が課題となっています。また、交通ルールに対するモラルの低下も事故の大きな要因であり、交通安全に対する村民一人ひとりの意識をさらに高める必要があります。

防犯

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が重要な課題となっています。

本村では、警察、防犯協会と連携を図り、学校関係者や事業所を対象に啓発活動等を行っていますが、児童が巻き込まれる犯罪が全国的にも多発しており、なかでも大麻などの薬物乱用、携帯電話犯罪は若年層を狙った被害が増加の一途をたどっていることから、行政、防犯関係者、保護者と連絡を密にしながら、対策を講じる必要があります。

また、少子高齢化、核家族、コミュニティ意識の希薄化等により、犯罪防止機能の低下も懸念されていることから、今後は防犯意識の高揚や防犯、地域安全体制の強化も進めていく必要があります。

さらに、防犯のための設備として防犯灯がありますが、現在設置されている防犯灯は村内750基程度あり、行政区の要望を踏まえながら整備していきます。

基本方針

交通事故から村民を守り、安全で快適な社会の実現をめざして、道路利用者の安心とゆとりの確保を基本に、道路整備と一体となった交通安全施設の整備を進めると同時に、交通安全意識の高揚・啓発と被害者救済の強化に努めます。

防犯に関しては関係機関と密接に連携し、啓発活動や教育の充実を図り、防犯パトロールの実施や子ども110番の強化など地域安全活動を積極的に推進します。

具体的施策

1 道路交通環境の整備

- (1) 道路状況にあわせた、ガードレール・カーブミラー・道路表示等の設置、高齢者や障害者のための歩道の段差、通学道の整備を景観に配慮しながら推進します。
- (2) 関係機関との連携のもとに、幼児や高齢者などの交通弱者や歩行者を保護する立場から、効果的な交通規制の実施を促進します。
- (3) 桜祭り等、村内の各種行事の際には、無秩序な路上駐車規制と交通指導を必要に応じて行い、事故発生要因の排除に努めます。

2 交通安全意識の高揚

- (1) 幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層を対象に、交通安全教育を積極的に推進します。

- (2) 運転者に対する安全運転の啓発として、法令講習会の受講を促進し、車両の定期点検、シートベルトやヘルメットの着用などの徹底に努めます。
- (3) 交通安全広報パレードやキャンペーン、並びに街頭指導を行い、啓発活動に取り組みます。
- 3 交通事故被害者の救済
 - (1) 交通事故被害者救済の一環として、交通災害共済制度へ加入します。
また、交通事故相談所等の関係機関との連絡を密にしながら、相談業務の充実に努めます。
- 4 防犯体制の強化
 - (1) 地域防犯パトロールの実施を行い、学校・家庭・地域・行政・警察等の相互協力により、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。
- 5 防犯意識の高揚
 - (1) 青少年犯罪を防止するために関係機関との連携を強化し、防犯キャンペーンを展開し、犯罪防止と防犯意識の高揚に努めます。
- 6 健全な環境づくり
 - (1) 夜間の犯罪防止のため、防犯灯の整備を進めます。
 - (2) 青少年の非行の防止と健全育成のため、家庭や地域との連携による環境浄化活動を展開します。
- 7 薬物乱用の防止
 - (1) 学校や民間団体の協力のもとに、大麻などの薬物乱用防止啓発運動に努めます。

3 地域のモビリティ（ ）確保（総務課）

現状と課題

現在、本村唯一の公共交通機関である路線バス利用者は、昭和40年代をピークに減少を続けており、運行欠損は拡大傾向にあります。また、人吉市から湯前町まで運行する「第3セクターくま川鉄道」は、住民生活、特に学生の通学にとって欠かせない重要な足となっているため、今後も維持確保して行くことが必要となっています。

一方では、マイカーの利用ができず、買い物や通院といった日常の外出にも不便を感じている人が増加しています。こうした中、将来にわたって住民の交通手段を維持していくためには、コスト削減等の取り組みが必要となります。

今後は、関係機関、自治体、事業者等が協議する機会を設け、福祉、観光等いろんなニーズに即した本村独自の運送サービスの形態、運賃等を協議していく必要があります。

基本方針

公共交通の問題解消のため、地域住民のニーズを踏まえ、持続可能な地域の交通体系の構築を目指します。

また、交通事業者との協議については、自治体がサポート役として臨みます。

具体的施策

1 調査検討委員会の設置

(1) 関係機関による検討委員会を設け、意見、情報を収集します。

2 路線バス・鉄道運行の維持

(1) 現在運行している系統について、乗車率の低い路線は、他町村との協議を踏まえながら検討し、骨格となるバス路線の維持に努めます。

(2) くま川鉄道の維持存続を図るため、多方面からの利用促進に努めます。

3 交通弱者の移動手段

(1) 車を運転しない交通弱者のため、福祉バス運行等の移動手段を検討します。

モビリティ：多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指す。

4 住宅（建設課）

現況と課題

本村では、低所得者の住居対策と過疎対策の一環として公営住宅の整備を年次計画により行ってきました。現在、公営住宅21団地108戸、一般住宅10団地23戸、合計131戸を有しており、村内世帯の約14%を占めています。昭和29年建設の北目住宅をはじめ、老朽化した住宅も多くなり、耐用年限の2分の1を経過した建替え検討対象となる住宅は83戸あります。これらの公営住宅については、平成25年度策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な修繕及び耐久性の向上のほか、用途廃止や払下げなども視野に入れた効率的な住宅管理を行っていく必要があります。

また、年々進行する過疎対策として、宅地分譲や民間空き家の活用、マイホーム祝い金制度の拡充とともに、ライフスタイルや住民ニーズの多様化など社会の変化に対応した住宅施策に取り組む必要があります。

基本方針

多様な住宅需要と時代のニーズに対応した公営住宅等の建設及び建替え、改築の推進、定住促進住宅等の整備、空き家情報の収集、発信を推進します。

具体的施策

1 ニーズに応じた公的住宅の整備

- (1) 老朽化した公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な管理、整備を推進します。
- (2) 核家族等のニーズに対応した公営住宅の建設に努めます。
- (3) 人に優しい住宅の改善による住環境の整備を図ります。

2 定住促進のための住宅供給

- (1) 魅力ある住宅用地の整備・分譲に努めます。
- (2) 若者向け住宅の建設に努めます。
- (3) 空き家情報の収集と利活用に向けた組織の確立に努めます。
- (4) 定住促進情報の情報受発信を推進します。

3 快適な住環境の整備

- (1) 高齢者などに配慮した住環境の整備に努めます。
- (2) 新築、増改築時の祝い金制度の拡充に努めます。
- (3) 下水道接続(合併処理浄化槽設置)の推進を図ります。
- (4) 老朽家屋の解体(除却)のための助成金制度の検討を進め、自然豊かな景観の形成に努めます。

5 上・下水道

(1) 上水道 (建設課)

現況と課題

本村の生活用水は、簡易水道施設 5 地区、飲料水供給施設 1 地区及び簡易給水施設 1 地区を村が維持管理しておりましたが、平成 27 年 4 月からはこれらの 7 つの地区を統合し、1 つの簡易水道施設として事業認可を受け維持管理していきます。その区域は、岩野地区（幸野、高瀬、覚井、上楠、宮田、里坊、川内の一部）、湯山地区（馬場、北目の一部、覚井、神揚、高澄の一部、本野）、江代地区（古川の一部、古屋敷下、古屋敷上、平谷の一部、千ヶ平の一部、川口の一部）となり、簡易水道普及率は 84.2%（平成 26 年 3 月現在）となっています。

村が維持管理している施設以外の地域については、各地域において管理組合を形成して、その組合員により維持管理されている簡易給水施設があります。近年では、施設の老朽化が進み、過疎化と高齢化によりその維持管理にも苦慮している現状にあります。

将来にわたって衛生的で安定した水道水の供給のために、水資源の確保や施設整備を実施することが必要となっています。

水道施設の改良事業には長期的な更新計画に基づく事業運営に努めることが不可欠となりますが、豊富な水源の確保や特に人家が散在している集落、水道未普及地の解消が課題となります。

基本方針

安心・安全な水道水を安定供給するため、老朽化した施設は計画的に更新・改良し、水源の保全と水資源の確保に努め、水道水の供給体制の充実を図ります。

具体的施策

1 簡易水道の整備

(1) 老朽化した施設の更新・改良を実施し、計画的な整備事業を推進します。

2 水道水の安定供給

(1) 水源地帯における涵養林の保全等、水源の汚染防止に取り組みます。

(2) 地下水源の有効利用等、水資源の確保に努めます。

(3) 浄水管理の徹底と管理技術の向上により、供給体制の充実を図ります。

(4) 村民・事業所等に対し広報、回覧等により節水意識の高揚を図ります。

3 災害対策

(1) 災害対策として、浄水場等施設の耐震化、水道管路の耐震化を図ります。

(2) 下水道 (建設課)

現況と課題

球磨川上流域下水道事業は、平成 13 年 4 月 1 日から一部供用開始をし、平成 15 年度で事業が完了しました。湯山地区農業集落排水事業は平成 9 年 10 月 1 日、本野地区

農業集落排水事業は平成12年4月1日から供用開始。古屋敷地区林業集落排水事業は、平成15年7月1日から供用開始して、水上村全域での下水道整備を推進してきました。

下水道を推進するため、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本とし、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な施設整備を実施してきました。

現在、区域対象戸数665戸の内、549戸の家庭が下水道施設を利用し、全体での接続率は、82.6%（平成26年3月現在）になっています。

水上村は、球磨川最上流に位置するため、「川上から環境保全、水質保全を」をコンセプトに他町村に先駆けて、下水道整備に取り組んできました。その結果、村内の河川の水質は、分析データからも年々向上しており、確実に環境保全、水質保全に寄与しています。

今後は、流域下水道の使用料負担金、設備投資の起債償還金、維持管理費を考えた場合、施設維持のための財政的な方策が課題となっています。

基本方針

環境保全・水質保全のために区域内の下水道接続率の向上を推進するとともに、下水道施設の適正な維持管理と施設改良に努めます。集落散在地域については、合併処理浄化槽整備事業により施設整備を行い、水上村全域での環境保全・水質保全に努めます。

具体的施策

1 下水道施設の適正な管理

- (1) 下水道施設の適正管理について住民への啓発活動を行います。
- (2) 適正な施設管理での下水道特別会計の独立採算性を確保します。

2 下水道施設の整備改良、機能保全及び老朽化対策

- (1) 定期的に機能保全調査及び機能診断評価を実施します。
- (2) 性能低下予測を行い、機能保全対策を比較検討します。
- (3) 施設に係るデータの蓄積を図り、継続監視に活用します。

3 下水道への加入促進を図り、接続率の向上に努めます。

4 合併処理浄化槽整備事業の推進を図ります。

6 環境衛生（住民福祉課）

現況と課題

本村のごみ処理は、可燃、不燃、資源ごみの3種に分けたごみを、委託業者が回収し、人吉球磨クリーンプラザにおいて処理を行っていますが、不燃ごみ、資源ごみの区別が十分に理解、徹底されていない現状です。

生ごみ等の自家処理によるごみの減量化、リサイクル法の啓発、ごみの分別による再資源化を住民の理解と協力により、進める必要があります。

し尿処理は、ごみ処理と同様に広域事業で対応していますが、下水道整備区域外については、合併処理浄化槽への転換を進め、畜産関係のふん尿については、堆肥化等を進めながら適正処理のための指導強化を図り、環境美化については、住民協力による地域社会づくりの一環として、河川・道路などの清掃活動、沿道に花木を植える美化活動などが行われており、今後も継続していくことが重要です。

基本方針

廃棄物の適正処理の推進、住民・事業者等ごみの減量化、分別収集の徹底を図り、ごみのリサイクルを促進し、循環型社会の形成をめざします。

合併処理浄化槽への転換、畜産業者へのし尿処理指導を行い公衆衛生の向上に努めます。

快適な生活環境の確保と美しい環境の保全のため、ごみの不法投棄防止、公害の未然防止、環境教育の推進等に取り組みます。

具体的施策

1 合理的な収集・処理体制の確立

- (1) 住民・事業所・企業の協力により、計画的に廃棄物の適正処理を推進していきます。
- (2) 各地区に整備済みのリサイクルセンターを活用しごみの分別収集の徹底を図ります。
- (3) 地域の協力を得て、不法投棄の防止とごみ収集に努めます。

2 ごみの減量化・資源化の推進

- (1) 広報活動を通じて、ごみ問題に対する住民や事業者の意識の高揚を図り、生ごみ処理器等による自家処理の促進、リサイクル運動、マイバック運動の推進などにより、ごみの減量化・再資源化を進めます。

3 し尿の適正処理の推進

- (1) し尿処理を進めるため、下水道整備区域外の合併処理浄化槽方式への転換を図っていきます。また、浄化槽の適正な維持・管理のための指導に努めます。
- (2) 家畜ふん尿の堆肥化等を進め、適正処理のための指導強化を図ります。

4 環境美化の推進

- (1) 河川、空き地、山林などへのごみの不法投棄を防止し、美しい村づくりを進めます。
- (2) 住民一人、ひとりが日常の生活や生産活動において、環境美化・環境保全に配慮できるよう、公害防止意識の一層の高揚を図るとともに、公害の未然防止と環境監視体制の強化に努めます。
- (3) 環境保全への積極的な参加を促す環境教育を促進します。
- (4) 環境基本法に基づいた環境基本計画の策定を検討し、村全体からみた環境保全を進めます。

7 公園・広場・緑地（企画観光課）

現況と課題

本村は、これまで計画的に公園、広場の整備を行ってきており、村民の交流、村内外のレジャー客の憩いの場やスポーツ・レクリエーションなど健康増進の場として利用されています。親水公園周辺については、水上村を代表する桜まつりなど、イベント会場としての役割や有事の際の自衛隊救助隊、防災・ドクターヘリポートとしての機能を果たしています。これらの公園の適正管理を行い、効果的な維持管理費の支出に努め、より多くの村民や来訪者に身近な公園として有効活用していくことが課題となります。

基本方針

村民のスポーツ・レクリエーションの場や来訪者のレジャースポットなど、交流の場に貢献する公園として、適正な管理を行い必要に応じて計画的に整備、充実を図り、安らぎをもたらす地域づくりに努めます。

具体的施策

1 維持管理体制と公園整備

- (1) 村民参画・協働による公園の適正利用、維持管理とともに、計画的な公園整備や修繕・改修による施設の長寿命化を図ります。
- (2) 公園のバリアフリー化や、健康づくりの推進、子育て支援の促進に活用できるよう、既存公園の有効活用を行います。

2 景観の保全

- (1) 景観保全の観点から、特に必要な場合は荒廃地等の緑化を推進し、安心してくつろげる空間づくりに努めます。

8 コミュニティ（企画観光課）

現況と課題

急速な少子化、高齢化の進展と人口減少に起因する限界集落化や集落の存在自体が危ぶまれる状況の深刻化の度合いが増しており、地域の連帯意識が希薄になる傾向にあり、コミュニティの弱体化が進行しています。さまざまな地域活動を促進、支援し、コミュニティの担い手である住民等を中心とした創意と工夫により活力ある互助、共助の村づくりが必要となります。

基本方針

村民が自らの手で、長年暮らしてきた集落の活性化に取り組むことが重要であり、さまざまな自発的地域活動を促進、支援するとともに人材の育成に努め、コミュニティ活動活発化の気運醸成を図ります。

具体的施策

1 集落機能の維持・存続

(1) 住民生活、生活基盤の安定と充実を図り、地域づくりを担う人材の育成を進めます。

2 自発的地域活動の推進

(1) 地域防災、防犯、子育て、観光・景観、文化、スポーツ・レクリエーション、祭り・イベントなど、住民の自発的な地域活動取組みの支援を行います。

3 コミュニティ施設の整備・充実

(1) コミュニティ活動の場となる地域施設の整備、充実を図り公共施設の地域開放など、多面的な利用体制の推進に努めます。

9 斎場（住民福祉課）

現況と課題

本村の斎場は、湯前町水上村斎場組合として昭和54年に設置され、その後、人吉球磨広域行政組合による「水上葬祭場」として広域的に利用されています。

今後も人生の終焉を飾るにふさわしい施設として、周辺環境の整備もあわせて充実していく必要があります。

基本方針

近年の葬儀事情に沿った斎場設備の改修を図るとともに、周辺環境の整備を進めます。

具体的施策

1 施設の充実

(1) 加入町村との連携により、近代的な設備の導入に積極的に取り組み、施設の充実に促進します。

2 周辺環境の整備

(1) 火葬場周辺の環境美化に取り組み、美しい景観の維持に努めます。

第2章 健康でいきいきと暮らせる村づくり(保健・医療・福祉・社会保障)

第1節 いきいきとした健康生活の創造

1 健康づくり(住民福祉課)

現況と課題

運動や食事などの生活習慣が原因の一つである、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の医療費の増大、また、それらが重症化した事による介護認定者数の伸びがみられるなど、若い世代からの予防対策がますます重要となっております。

従来の疾病対策の中心であった健康診査による早期発見又は治療にとどまることなく、生活習慣の改善、健康の増進、疾病の発病を予防する健康づくりを、村民一人一人が「自分の健康は自分で守り、保つ」の考え方を基本とし、個人・家庭・地域・関係行政・医療機関がそれぞれの特性を生かしつつ連携することにより、個人が健康づくりに取り組むための環境を整備し、総合的に支援する必要があります。

基本方針

村民の自主的な健康づくりの支援と環境の整備のため、個人・家庭・地域・行政・医療機関のそれぞれの特性を生かしつつ連携する健康づくりの体制の確立をめざします。

具体的施策

1 生涯を通じた健康づくり

- (1) 健康づくりの推進や障害及び生活習慣病予防のため、各ライフステージに対応した健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導など心身の保持・増進を図るための機会の提供と内容の充実を図ります。
- (2) スポーツやレクリエーション活動、筋力向上トレーニングを支援し、施設整備や教室の開催など指導者等の確保を図り、関係機関と連携し生涯スポーツの振興と健康づくりを推進します。

2 健康づくり環境の整備

- (1) 保健センターを健康づくりの拠点とし、疾病の予防・早期発見を含む一貫とした健康管理体制の確立を図ります。
- (2) 効果的な保健・医療サービス提供のために、健康診査、診療結果など個人の健康データを適正に管理・利用できる健康管理システムの充実を図ります。
- (3) 心の健康づくりに向け、医療機関等と連携を図り、精神保健に関する総合的な施策を展開します。
- (4) こどもを生き育てる環境づくり整備のため、不妊治療や妊娠、出産、育児などの相談、支援体制を関係機関と連携を図り推進していきます。
- (5) 感染症など新しい疾病に対応するため、正しい知識を得るための啓発活動を進めます。

2 医療（住民福祉課）

現況と課題

本村の医療機関は、江代地区に診療所 1 ヶ所、湯山地区に温泉を利用した診療所 1 ヶ所、岩野地区に診療所 1 ヶ所、歯科医院 1 ヶ所がありますが、高度の療養を必要とする入院治療については、公立多良木病院や人吉医療センターへの診療となっています。

医療環境の地域間格差を解消することが一番の課題であり、医師や医療機関の確保に努めるとともに、人吉球磨広域圏における緊急医療体制の拡充・整備に努め、休日・夜間診療体制の強化、高次救急医療（ ）体制の整備・充実が必要です。

また、高齢化の進行や疾病状況に対応した在宅医療サービスの体制づくりを推進する必要があります。

基本方針

高齢化や疾病構造の変化に対応した適切な医療サービスがいつでも受けられる地域医療体制の整備に取り組みます。

具体的施策

1 地域医療体制の充実

- (1) 村民がすべて等しく医療を受けられるよう、医師や医療施設の確保に努めます。
- (2) 疾病予防から治療、リハビリテーションに至るまで、総合的かつ一貫した医療サービスを受けられるよう、医療施設相互間の機能分担や医療・介護・福祉分野との連携を強めます。
- (3) 初期医療の充実等、かかりつけ医（ホームドクター）の普及を促進します。

2 緊急医療体制の確立

- (1) 上球磨消防署や医療機関と連携を密にし、救急医療の確保・充実を図ります。
- (2) 高次・専門医療を確保し、人吉球磨広域圏における緊急医療体制の拡充・整備に努め、休日・夜間診療体制の強化、高次救急医療体制の整備・充実を図ります。

3 在宅医療サービスの充実

- (1) 高齢化の進行や疾病状況に応じ、在宅で医療サービスを受けられるような体制づくりを医療・介護・福祉分野と連携しながら推進していきます。

高次救急医療：疾患、外傷、中毒等に対して救急の処置及び対応の必要があるものに行われる医療体制のこと。救急医療施設は、患者の疾患・損傷の程度により次のように分かれている。

初期医療：開業医中心

第二次救急医療：救急病院

第三次救急医療：救命救急施設

高次救急医療：特殊な疾患に対応する施設

第2節 思いやりの福祉の充実

1 地域福祉（住民福祉課）

現況と課題

福祉のニーズは社会環境の変化に伴いより一層、多様化することが予想されます。

すべての人々は福祉の受け手であり、担い手でもあるとの認識を深め、「障がい者や高齢者など共に暮らし、共に生きる社会こそ普通の社会」であるという考え方を基本とし、福祉に対する意識の高揚を図り、在宅福祉サービスやボランティア活動を中心とする地域ぐるみの福祉展開を推進していく必要があります。

基本方針

村民の福祉活動の積極的参加と地域ぐるみの多様な活動の展開を促進し、すべての村民が必要な福祉サービスを受けられるよう各関連分野との連携を図ります。

具体的施策

1 地域福祉活動の推進

- (1) 学校、社会、家庭などの学習機会を通じて、福祉への関心を高めるための教育を推進します。
- (2) 広報活動の充実を図り、相互扶助の精神、福祉意識の高揚に努めます。
- (3) 地域住民や郵便局との連携による安否確認や助けあい活動など、地区、集落におけるネットワークづくりを今後も推進します。
- (4) 福祉活動の拠点として集会所等の充実を図ります。
- (5) 村民のボランティア参加を促進します。

2 地域福祉環境づくり

- (1) 民生児童委員や関係機関との連携強化を図り、地域に密着した施策を展開していきます。
- (2) 福祉活動を推進する中核施設として、社会福祉協議会の育成強化を図ります。
- (3) 地域福祉施策の整備の充実と各種サービスの需要に対応するため、福祉に携わる人材の養成に努めます。
- (4) 交通手段をもたない高齢者等に便宜を図るため、戸籍事項別証明、住民票などの各種証明書の発行を郵便局と連携し今後も継続していきます。
- (5) 高齢者や障がい者及びその家族の親睦と村民の相互交流を深めるため、福祉まつりやスポーツ大会等、各種イベントを展開していきます。

3 安心して暮らせる村づくり

- (1) 福祉需要と多様化に対処するため、行政内関係部門と連携し、施策の調整を図ります。
- (2) 福祉・保健・医療分野との総合的な相談体制による適切な福祉サービスの提供に努めます。

- (3) 総合的・体系的に福祉施策を展開するため、総合的な福祉計画の策定に努めます。
- (4) 公共施設（建物、道路、公園等）をはじめ、民間の公共的施設についても高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすい施設になるように働きかけます。

2 高齢者福祉（住民福祉課）

現況と課題

平成26年4月1日（住民基本台帳）現在の本村の高齢化率（65歳以上の全人口に占める割合）は37.5%で高齢化が進んでいる状況であります。

急速な高齢化、核家族化、家庭における介護能力や地域における相互扶助機能の低下が懸念されており、高齢者に対する福祉の充実は、今後重要な課題として取り組む必要があります。

平成15年4月には、デイサービスやショートステイ等を併設した「特別養護老人ホーム桜の里」が開設、平成20年6月1日に「グループホーム桜の里」、平成26年9月1日に「地域密着型特別養護老人ホーム桜なみき」が開設し、高齢者生活福祉センター「桜寿苑」と共に高齢化対策の大きな柱として、運営が進められております。

今後は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、各事業所と連携していく必要があります。

基本方針

国・県の高齢者対策事業と併せ「水上村だからできる、安心した高齢者福祉事業」の充実を推進します。

具体的施策

1 在宅福祉サービスの充実

- (1) 高齢者が在宅において、快適かつ安心・安全に健康で生きがいを持ちながら自立して暮らせる環境づくりを推進します。
- (2) ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者のために、食事、洗濯、入浴等の各種サービスの充実を図ります。
- (3) 生活管理指導員、ホームヘルパー、社会福祉士、介護予防ヘルパー等の人材育成を推進します。
- (4) 在宅福祉事業の広報活動や高齢者向けの住宅改造対策の推進を図ります。
- (5) 在宅での生活を安心して過ごすことができるよう、上球磨地域包括支援センターや水上村社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、高齢者の見守り等を強化します。

2 高齢者福祉施設の整備

- (1) 高齢者が快適な生活と生きがいを感じられる施設として、高齢者生活福祉センター及び在宅介護支援の充実を図ります。

3 高齢者福祉の推進体制の整備

- (1) 家庭・地域・行政・医療機関のそれぞれの特性を生かしつつ連携する高齢者福祉の推進体制の構築をめざします。

4 生きがいと健康づくりの推進

- (1) 老人クラブの会員の増強にむけ、魅力ある活動を促進するため、リーダー養成などの支援を行います。

- (2) 高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かして働くことのできるシルバー人材センターとの連携、組織の強化を推進します。
- (3) ボランティア活動、コミュニティ活動への参加を促進し、生活様式や文化の伝承活動等を通じて幼児や青少年との世代間交流を推進します。
- (4) 高齢者の健康に対する正しい知識の普及を進めるとともに、健康づくりなどを通じ、軽スポーツやレクリエーション活動の促進に努めます。
- (5) 健康医療情報システムの充実により、健診後の指導や健康教育・健康相談への活用を図ります。

5 介護予防・生活支援の充実

- (1) 「寝たきりは予防できる」という意識の高揚を図り、筋力向上トレーニングによる転倒予防、認知症予防、生活管理指導員派遣、生きがい活動支援通所事業等に取り組みます。
- (2) 介護予防拠点施設（各分館公民館）を活用し、閉じこもり防止、予防活動に取り組みます。また、各種サポーター養成講座を開催し、地域ボランティア等の人材確保を図ります。
- (3) 公立多良木病院や認知症疾患医療センターとの連携によって、脳血管疾患等による寝たきり予備軍の早期把握と早期対応を図ります。

3 児童福祉（住民福祉課）

現況と課題

近年、少子化、核家族化の進行、女性の就業の増加、就労体制の多様化など児童と家庭を取りまく環境が大きく変化するなか、全国的に児童虐待が多発しております。

これらに対処するためにも、早期発見、早期対応や通報、見守りなど関係機関等と情報交換や連携、協力が円滑に行われる体制整備を図るなど、家庭における健全な子育てが重要な課題です。

「水上村で育てたい」と思える環境の整備に努めながら、保護者だけが子育てに関わるのではなく、地域ぐるみで子育てを支援することも重要になってきます。

また、家庭以外の社会的な場における保育ニーズも多様化しており、ニーズの変化に対応した内容の充実も必要となります。

基本方針

家庭・学校・地域社会が連携して、子育て支援と良好な環境づくりを進めるとともに、多様化する保育内容の拡充に努め、水上村子ども子育て支援事業計画に基づき子育て支援サービスの充実を図ります。

具体的施策

1 家庭における子育て支援

- (1) 子育ての不安や児童の様々な問題に対処するため、関係機関との連携を図り相談・指導体制が提供できる家庭児童相談の充実に努めます。
- (2) 家庭生活の安定を支援するため、児童の育成に関する手当、医療費助成等の充実を図るとともに育児休業制度の普及・啓発を図ります。
- (3) 地域の実情に応じた子育て支援のための計画策定を進めます。
- (4) 児童虐待等に対処するため各関係機関との情報交換や連携、協力が円滑に行われる支援体制の整備を図ります。

2 保育所機能の充実

- (1) 保育ニーズ変化に対応した保育内容の拡充に努めます。

3 地域の児童育成機能の向上

- (1) 地域ぐるみで児童の健全育成に取り組むため、家庭や学校との連携を図りながら、三世代交流等地域活動の参加を促進します。
- (2) 子ども会等の地域組織の育成、活動の支援に努めます。
- (3) 地域住民との連携をはかり、里親制度()の推進、支援に努めます。

里親制度：里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

4 障がい者福祉（住民福祉課）

現況と課題

本村の障がい者数は、平成25年度末で身体障害者手帳所有者156名、精神保健福祉手帳所有者10名、療育手帳所有者は21人となっていますが、今後も障がい者の高齢化と障がいをもつ高齢者が増えることが予想され、また、高齢化に障がいの重度化や社会構造の複雑化を背景としたストレス等を要因とした精神障がいも増えることも予想されます。

障がい者は社会的、経済的に多くのハンディキャップを負いながらも、障がいを克服して社会での活躍を希望しており、村民の障がい者に対する理解を深め、就労や社会活動など地域の中の一員として生活できる施策や援助の展開を進める必要があります。

基本方針

障がい者の就労機会の拡大や各種活動への参加機会の確保、拡充、生活環境の整備を進め、障がい者が生涯にわたって必要な配慮を十分受けられる一貫した療育体制づくりの整備・充実に努めます。

具体的施策

1 障がい者の自立機会の拡大

- (1) 障がい者の自立機会の拡充を目指し、就労支援に取り組みます。
- (2) 障がい者団体の支援・育成に取り組み、イベント開催やスポーツ・レクリエーション活動等を通じて、地域社会との交流促進を図ります。
- (3) 地域住民やボランティアによる支援の受け入れを各施設に要請し、地域に開かれた施設づくりを促進します。

2 相談・治療・訓練体制の充実

- (1) 各種検診事業の充実、医療体制の整備を図り関係医療機関との連携を強化し、障がいの予防・早期発見に努めます。
- (2) 保健・医療・教育等の関係機関の協力を得て、機能回復、職業訓練体制の整備を進め、一貫した相談・療育体制の拡充に努めます。
- (3) 重度心身障がい者の経済負担の軽減と健康増進のため、医療費助成等の充実に努めます。

3 日常生活の支援

- (1) 障がい者のデイサービス事業、ショートステイ事業の充実を図ります。
- (2) 常時介護が必要な障がい者の日常生活の安定を図るため、関係機関との広域的な連携、調整のもと入所施設の設備・充実に努めます。

4 障がい者が住みよい村づくり

- (1) 安心して暮らせる住まいづくりを支援するため、住宅改築に関する相談、情報提供、住宅改善のための補助制度、資金貸付制度の活用促進などに努めます。
- (2) 公共的性格を有する建築物や道路等、障がい者が安心して外出できる環境づくりの

ため、関係機関へ改良整備等、積極的に働きかけます。

(3) 地域社会との交流や学校、社会教育の場での福祉教育を推進し、障がい者に対する理解を深める村民の意識啓発を図ります。

5 ひとり親福祉（住民福祉課）

現況と課題

生活スタイルの変化からかひとり親世帯が近年増加している中で、経済的自立、子供の育児や教育、家事など様々な問題を抱え、精神的にも負担が大きくなっているケースも少なくありません。

経済的支援や相談・指導を行うとともに、実態を把握し、適切な援護措置を講じていく必要があります。

また、母子、父子世帯相互の連携、協力体制づくりのため、母子、父子会などの組織団体の育成を進める必要があります。

基本方針

母子、父子家庭、寡婦、寡夫の生活の安定と自立促進を図り、経済面や精神面からの援護体制の充実に取り組み、世帯がもつそれぞれの問題を的確に把握し、援助と指導に努めます。

具体的施策

1 相談・指導体制の充実

- (1) 生活相談活動の充実のため民生児童委員や関係機関との連携強化を図り、適切な指導、助言に努めます。
- (2) 各家庭状況の調査、ニーズの把握を進め、新たな施策の整備を各関係機関との連携のもと検討します。

2 生活の安定と自立への支援

- (1) 福祉資金の貸付、医療費助成等の有効活用に努め、経済的支援の充実に努めます。
- (2) 公営住宅の優先利用など、住宅費の負担軽減と生活向上に努めます。
- (3) 各関係機関と連携して、経済的自立を図るため就労対策に取り組むほか、自立促進のための講習会等への参加を促します。
- (4) やむ得ない理由による一時的な子供の養育や日常生活に支障を生じている母子、父子世帯に対し、関係機関との連携のもと適切な援護に努めます。
- (5) 障がいを持つ児童を持つ母子、父子家庭や、家庭を失った児童については、特に援助を必要としており、関係機関との連携のもと適切な援護、支援を行っていきます。

3 組織団体の育成

- (1) 世帯相互の連携、協力体制づくりのため、母子・寡婦会の育成強化を図るとともに父子家庭に関する福祉団体の組織化と育成に取り組みます。

6 低所得者福祉（住民福祉課）

現況と課題

被保護世帯は高齢者世帯の占める割合が増えており、保護の内容も複雑化、多様化しております。

低所得者世帯や被保護世帯は、社会経済環境の変化を受けやすく、民生児童委員や関係機関との連携を密とし、生活相談の充実や雇用機会の確保等による経済的自立、生活意欲の高揚を促すための援護施策のそれぞれの世帯に応じた適切な運用に努めることが重要となります。

基本方針

生活保護制度を基本とした経済的援助、相談指導体制の充実に努め、低所得者（低所得者世帯）の生活の安定と自立を促進します。

具体的施策

1 援護活動の充実

- (1) 民生児童委員や関係機関との連携を密にし、援護を必要としている世帯への訪問活動により実態とニーズの的確な把握を行い、生活保護制度の適正な運用に努めます。
- (2) 社会福祉協議会による生活福祉資金貸付をはじめ、各種制度資金の周知徹底をはかり、更生・就学・住宅等における有効活用を促進します。
- (3) 共同募金や歳末たすけあい運動等を支援し、低所得者の生活の安定と福祉の向上に努めます。

2 自立の促進

- (1) 職業安定所との連携を図り、就業の指導や就業のために能力開発に努めると共に就業の斡旋をすすめます。
- (2) 自ら自立しようとする意識の啓発に努めるため、民生児童委員を中心とした地域住民の協力を得ながら、生活保護世帯に対する相談・指導体制を充実します。

7 社会保障の充実（住民福祉課）

現況と課題

国民健康保険については、被保険者の高齢化が進み医療費は増加しています。

財政の安定化と円滑な制度運営のため、健康づくりへの積極的な取り組みにより医療費の適正化を図りながら、保険税の適正賦課並びに収納確保が課題となります。

介護保険については、平成12年度の制度開始より、利用者の要望に応じたサービスを受けられる体制が整い、利用が着実に増えております。

今後、総合的介護予防システム構築の実現と低所得者への保険料を含む配慮が課題となります。

国民年金については、未加入者の解消と未納者の防止を図るため、情報提供などを通じて関係機関と連携を図り、適用・収納対策に重点をおく必要があります。

基本方針

国民健康保険、介護保険、国民年金制度に対する村民（被保険者）の理解を深めながら、健康づくりへの意識の啓発に努めます。

具体的施策

1 国民健康保険の充実

- (1) 健康づくり事業を促進しながら、被保険者に対する指導や医療費通知を通じて、適正な受診を促し、医療費の適正化を推進していきます。
- (2) 負担の公平と平等な給付を原則にしていることに理解を求め、適正な保険税の賦課と収納率の向上を図ります。
- (3) 広報活動を通じて、随時、制度など分かりやすく周知していきます。

2 介護保険制度の充実

- (1) 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に努めます。
- (2) 高齢者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき適切な介護サービス等が、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。
- (3) 高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。
また、高齢者の希望を最大限に尊重しながら、居宅サービスを重視します。
- (4) 低所得者に対しての保険料を含む配慮や介護予防につながる健康づくりへの積極的な推進を図っていきます。

3 国民年金の充実

- (1) 広報により、被保険者への制度の理解と協力を図ります。
- (2) 適用対象者の的確な把握を行い、事務処理の合理化、迅速化を図ります。
- (3) 保険料の納付免除申請等について指導を行います。

第3章 交流の持続と地域活性化の促進（交流）

第1節 都市と農山村交流の持続と取組み

1 体験型交流の持続・推進（企画観光課）

現況と課題

県内の他町村に先駆けて、都市部との交流事業、「水上ツーリズム」は村民の地域づくりや経済活動の場として平成9年度から取り組まれています。最近では、このような体験型観光・交流事業は近隣の町村でも同じような取組みが目立ち、類似メニューの重複による観光客の分散化や事業が平準化傾向にあり、交流人口が伸び悩んでいます。現在のリピーターを主な対象として情報を発信し、来訪者の評価を通して施策に反映させ質の向上を図ることが重要となります。村民の高齢化や参加の伸び悩みを抱えるメニューもありますが、地域に散らばる小さな力が結びつき、さまざまな協働のネットワークが構築されることで地域を守る人の縁が多様に生まれ、経済が連なっていくことが期待されます。小さくても強いものをいかに作るかが大切であり、都市ではつくりえない空間の価値を再認識し、ニーズにあった複合的なメニューづくりと体制整備を進めていく必要があります。

基本方針

わが村が持つ自然の恵み、豊かな地域資源を活かし、都市や他の地域との交流活動を持続・推進しながら地域の活性化につなげていくことが重要です。そのためには「自分たちが住む地域を見直し、そこにあるものを活用する。地域の人々も一緒に楽しみ、潤う。」ことが大切であり、村の魅力の情報発信と併せて都市部のニーズの把握に努め、協働による体験メニューの充実を図ります。

具体的施策

1 交流事業の持続・推進

- (1) 水の上の学校研究会を中心に、これまでのグリーンツーリズム（ ）事業の内容の充実と複合的なメニューの構築と体制づくりに努めます。
- (2) 熊本県下唯一の森林セラピー基地である、森林の力をPRし、企業の福利厚生や研修、学生の合宿の場としての受け入れ体制を推進します。

2 都市への情報発信

- (1) テレビ、ラジオ、新聞等、各種マスコミ・メディア媒体と宣伝水「みずかみ村の水」の有効活用により効果的なPRに努めます。
- (2) ホームページ、メールマガジン、フェイスブック等インターネットを活用した県内外の広範囲における情報の発信を行います。

グリーンツーリズム：緑豊かな農村地帯で滞在しながら自然、文化、人々と接し、交流を楽しむ余暇活動

2 イベント（企画観光課）

現況と課題

村を代表する「湯山温泉桜まつり」、「しゃくなげ祭り」等を通じて多くの人々が本村を訪れています。春季に集中しているイベントを分散化し、年間を通して水上村への来訪を喚起する意図から、これまで行われていた農林業祭りとオールドカーフェスティバルを組み合わせた「秋フェスタ」が開催され、来訪者の増加につながっています。また、水上村、湯前町、多良木町の3町村合同開催による「公認奥球磨ロードレース大会」の実施により、冬季に少なかった来訪客の動きが生まれるとともに、それぞれの町村に大きな経済効果が波及しています。今後は、単独町村でのイベント開催のみならず、他市町村との地域間連携による周遊観光客を対象としたイベントの実施も視野に入れることが必要となります。

基本方針

地域資源を活かしたさまざまなイベントやスポーツを通して生まれた交流を大切にし、何度も水上村に足を運んでもらうリピーターの増加に向けた取組みと、都市住民のニーズを把握しイベントメニューへの反映と充実を図ります。

具体的施策

1 特徴あるイベントの開催と継続

(1) 観光協会を軸としたイベント部会や村民グループの協働による、特徴あるイベントの企画・開催と継続を促進し、村民総参加のイベント開催を目指します。

2 地域資源を活かしたイベントの充実

(1) 豊かな地域資源を活用した体験イベントの継続開催と、都市部のニーズの把握に努め、メニューの充実を図ります。

(2) 近隣市町村と連携したイベントメニューの拡充を図ります。

第2節 交流基盤づくり（企画観光課）

現況と課題

これまで村内には観光振興と地域振興の拠点づくりとして、市房山キャンプ場をはじめ公園施設、温泉施設、公共施設が整備され多くの人々に利用されてきました。しかしながら、整備当初からすると年数が経過し改修・補修の必要な施設もあります。これらの施設の効率的な維持管理と時代のニーズに即した施設の整備が求められてくると考えられます。年間を通じて水上村の歴史・文化・自然にふれ、地域住民と都市住民が交流でき、村の情報を発信していく施設の整備を推進します。

基本方針

地域の歴史・文化の保存と水上村の魅力、情報発信を行うことができる山村景観に配慮した施設の整備に努め、地域住民と都市住民の交流の促進を図ります。

具体的施策

1 受入れ態勢の充実

(1) 心のこもったおもてなしあふれるサービスをめざし、観光協会や旅館組合と連携した活動を推進します。

2 交流施設の整備

(1) 水上村の歴史・文化や自然と身近に触れ、都市住民との交流を図り、村の情報発信に活用できる施設の整備を進めます。

3 施設の改修・補修

(1) 経年劣化等による改修、補修の必要がある交流施設は、利用者の意向や時代のニーズを検討しながら進めます。

第4章 活力ある産業の振興（産業）

第1節 地域特性を活かした産業づくり

1 農業（経済課）

現況と課題

村の92%が森林であることから耕地面積は少なく、本村の農業は、中山間地に散在する水田を利用した水稲、野菜及び畜産などの複合経営や山間部での果樹栽培など典型的な中山間地型の農業形態となっています。

岩野地区や湯山地区の圃場整備田を中心に平成24年度の耕地面積は450ha（水田57%、果樹園28%、普通畑15%）で農家1戸当たりの平均耕地面積は1.4haと零細で、農業従事者の高齢化や後継者不足による離農や規模縮小が進んでいます。

その中であって、本村の基幹作物として定着した園芸作物（イチゴ・メロン等）においては、規模拡大や高品質化が進み、高収益を上げている優れた農業経営者も多く育っています。しかしながら、水稲については、全国的な主食用米の需要減少、民間在庫増大等の状況から、価格の下落が進み、生産性に大きな課題を抱えています。また、国の経営安定対策制度も大きく見直され、米の直接支払交付金が平成26年産米から削減され、平成30年産米からは廃止されることとなり、主食用米の生産にとって大きな課題となっています。また、耕作面積の28%を占める樹園地のかい廃が進み、今後のあり方、その対策について更に検討する必要があります。

このような中、基幹産業である農業の振興を図るため、国・県の各種補助事業や村単独補助事業により生産基盤の整備を進めてきましたが、農業者の高齢化、後継者不足、兼業化による農地の遊休・かい廃地化や獣類被害の増大など、農業を取り巻く情勢の変化により、多くの課題に直面しています。

基本方針

生産基盤の整備はもとより優良農地の集約、生産性の向上、生産コストの低減、新規作物の試作、環境保全型農業等消費者ニーズに即した農業生産活動の支援及び生産組織の育成に努め、中山間地域の特性を活かしながら安心安全な食料生産、安定した農業経営を確立します。

直面している多くの課題及び変動する国の施策について、担い手農家の経営意向の把握、各種研修会への参加、諸施策への取組み等を実施し対処していきます。

具体的施策

1 優良農地の確保・有効利用と耕作放棄の防止

- (1) 農用地区域内の農地の維持・確保を図り、担い手の育成と農地集積を図ります。
- (2) 有効な土地利用と非農業的土地利用への適切な対応のため農業振興地域の整備を図ります。
- (3) 山間地や小区画な農地については、市民農園等の有効利用を促進します。

2 農業生産基盤の整備

- (1) 中山間地域の実情に即したかんがい排水施設の整備や農道整備、集積を含めた土地基盤整備を推進します。

3 担い手の確保

- (1) 新規学卒者・中高齢者・Uターン及びIターン者の就農等について、農地のあっせん・情報提供・相談体制の強化・技術・経営研修の充実を図ります。
- (2) 認定農業者や認定新規就農者等意欲ある農業者及び地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成を推進します。
- (3) 新たな地域農業の担い手として、集落営農組織や農業生産法人等の設立を推進します。
- (4) 小中学生の農業に対する理解を深め、魅力を感じてもらうため、農業体験学習の取組みを行います。

4 農村女性の地位の向上

- (1) 女性の農業経営への参画を促進するため、家族経営協定の締結を促進します

5 農業経営の安定と発展

- (1) 経営感覚に優れた効率的・安定的な農業者を育成し、その創意工夫を発揮した経営展開が行えるよう、意欲ある担い手に資本整備、新技術の導入、技術向上等経営全般にわたる支援策を推進します。
- (2) 農業経営の安定を図るため、新規作物の導入を支援します。
- (3) 消費者ニーズに即した農産物の生産を行うため、生産性向上や品質改善等に向けた取組みを支援します。
- (4) 農業用機械への過剰投資を抑制するため機械の共同化、作業受委託を促進し、受託組織等の育成及び農業経営の協働化を支援します。
- (5) 生産・加工・販売を一貫して行う「6次産業」の確立のため、地域資源を活かした加工品の生産・開発の推進及びそれを支援する広域での組織設立を検討します。
- (6) 農産物等の販路拡大や、高付加価値化を図るための取組みを支援します。
- (7) 優良な血統をもつ繁殖素牛の確保及び優良牛の安定した生産に向けた取組みを支援します。

6 農業の自然循環機能の発揮

- (1) 自然循環機能が十分に発揮され、農業の持続的な発展が図られるよう、家畜ふん尿等の適切な管理、有機性資源の循環利用を促進します。

7 安全な食料の生産

- (1) トレーサビリティ（生産履歴記帳）の励行、有機減農薬栽培など市場・消費者等からのニーズに合わせた食料の生産を推進します。

8 鳥獣被害防止対策

(1) 鳥獣類による被害が依然として続くため、被害防止対策を支援します。

9 中山間地域等への直接支払いの実施

(1) 中山間地域の活性化を図るため、立地条件を活かした特色ある農林業の振興施策を講ずるとともに、農業生産活動や農地の多面的機能を維持するため直接支払いを促進します。

10 農協組織による積極的な役割の発揮

(1) 農協が組合員の多様化に対応して、地域農業・地域社会の活性化の主体としてその機能を効果的に発揮できるよう支援します。

(2) 農業者の高齢化が進む中、上球磨地域農業支援センター、水上村農業機械銀行を積極的に活用し、耕作放棄地の防止や農業機械への過剰投資の抑制を推進します。

(3) 農畜産物のブランド化のため、球磨地域農協、球磨畜産農協等と一体となり生産活動を支援します。

11 農業委員会活動の重点化

(1) 優良農地の維持・確保とその有効利用、担い手の確保・育成等地域の実態に即した農業政策を図り、農業委員会の役割が効率的かつ十分に果たせるよう推進します。

(2) 耕作放棄地対策として、復旧困難な農地については、非農地化を推進し、農家の負担軽減を図ります。

2 林業（経済課）

現況と課題

本村の森林面積は17,515haで、村域面積19,096haの92%を占め、民有林の66%がスギ、ヒノキなどの人工林で、主伐可能な46年生以上の面積は63%と森林の成熟期を迎えており、所有規模は5ha未満が50%と小規模林家で占めている状況です。

林業は農業とともに、本村の基幹産業として最も重要な位置を占めており、これまで林業構造改善事業、森林総合整備事業等により、基盤整備や担い手の育成に取り組んできました。しかし、林業従事者の減少と高齢化、輸入材の増加や住宅着工数の減少等により、木材価格は低迷し、林業、木材産業の採算性は厳しい状況にあります。

このため、森林所有者の林業経営に対する意欲は低下し、伐採・保育等施業放棄や伐採後の放置、売却等が増えています。

一方で、経済発展が著しい国の旺盛な木材需要による国際的な木材不足や国内では公共建築物等木材利用促進法の施行等を背景に、国産材への需要が高まりつつあります。

森林に対する住民の意識・価値観の多様化により、様々な機能の発揮が求められることから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採及び木材安定供給等を推進する必要があります。

国土の保全・水源かん養・山地災害防止など公的機能の維持、森林セラピーや自然とのふれあいを求めるニーズの高まりなどに対応し、長期的展望にたって、国民的な課題として森林の保全・整備を進めるため、都市住民への働きかけも進めていく必要があります。

基本方針

地域林業の担い手の育成と生産組織の強化、優良材の生産促進、基盤整備などによる生産性の向上、施業集約化及び木質バイオマス利用の推進、流通加工体制の整備・充実などにより多様なニーズに対応できる木材安定供給体制を構築し、林業の総合産業化を促進するとともに、森林には経済的機能のほか様々な公益的機能があり、それらの機能を健全な状態で維持し、更に最大限に発揮させていく森林整備施策を計画的に進め、森林の多面的な活用を図ります。

具体的施策

1 担い手の確保・育成

- (1) Uターン及びIターン者を含めた林業就業者の支援、技術・技能の向上、労働安全対策の充実などを推進しながら担い手の確保に努めるとともに、高性能林業機械の操作資格習得支援などによる林業従事者の養成を図ります。
- (2) 林業と建設業の連携等により、測量・土木等も行える多様な作業に従事できる高度な技術を持つ人材の育成を推進します。
- (3) 女性の林業への参画や新規参入を促進するために、林業教室、交流会等の活動を通じて、女性従事者の技能向上による職場の拡大に努めます。
- (4) 学校教育等において、地域木材を使った学習機の使用、林業体験学習等を推進し、地域林業への理解を図ります。

2 生産組織の充実

- (1) 地域林家、林業事業体、森林組合の連携により、森林施業の合理化と森林管理の適正化に努め、生産コストの軽減により地域林家の経営の安定を促進します。
- (2) 間伐・保育施業を森林組合等により推進し、高性能機械の導入と技術者の養成を進めることにより生産性の向上を図ります。
- (3) 製材・加工施設の充実により地域木材の需要拡大を促進します。
- (4) 地場工場・林業事業体の育成・強化に努め、地元雇用の確保を図ります。

3 林業基盤の整備

- (1) 県道等との有機的連携のとれる林道や作業道の新設・改良を計画的に進め、作業効率を高めるとともに、林産物や資材の搬出、搬入能力の向上を図ります。
- (2) 高性能林業機械の導入を促進し、生産コストを低減するとともに、従事者の労働の軽減、作業の安全性を高めます。

4 造林・間伐事業の推進

- (1) 長期的な施業計画に基づいた造林を推進し、必要な施策を図ります。
- (2) 造林未植栽地の解消に努め、伐採跡地の放置対策を検討します。
- (3) 間伐を積極的に進め、人工林の保育に努めるとともに、加工工場の活用を促進し、間伐材の有効利用を図ります。
- (4) 人工林の健全育成のため、伐採して再造林する循環型施業を推進し、林齢構成の平準化を進め、高品質材の生産を高めます。
- (5) 森林の保育・管理ができない土地所有者への対策として、森林交付金等を活用し、森林組合との管理委託等を促進します。
- (6) 効率的かつ安定的な林業経営のため、施業の集約化を推進します。
- (7) 林地残材等の有効利用を図るため、木質バイオマス需用者への供給体制構築を検討します。

5 林産物の流通加工体制の強化

- (1) 品質の安定した製品を低コストで安定的に供給するために、木材加工・乾燥施設及び国産材集出荷販売施設の充実を促進します。
- (2) 合板、集成材、輸出材など新たな流通ルートの開拓により、木材需要産業、流通部門等への進出を図り、木材製品の加工流通拠点施設の整備を検討します。
- (3) 生産・加工・流通の整備により、椎茸・たけのこ・竹材等の生産の合理化・拡大を促進します。
- (4) プレカットなどの高次加工を行う施設の活用を図り、木材産業の高度化を促進します。
- (5) 建築基準法改正施行に伴う住宅産業を中心とした建築・林業木材業界のニーズに対応した施策を推進します。

6 森林被害防止の対策

- (1) 不慮の災害に備え安定した林業経営を確保することから、森林所有者の森林保険への加入を促進します。

(2) 野生獣による食害・剥皮害に対する防止対策を推進します。

7 総合的な森林の整備と多面的な利用

(1) 治山治水など安全な村土の形成、水源のかん養のために、保安林の適正な管理と拡充、治山施設の整備を行います。

(2) 森林の公益的機能を確保するため、林地の無秩序な開発を規制し、天然林の保全に努めます。

(3) 企業等による協働の森づくりやレクリエーションなどの場として、森林空間の総合的利用を推進し、流域住民・都市住民に対して森林の公益的機能保全の普及・啓発に努めます。

(4) 広葉樹等の植栽を通じ、景観に配慮した快適な森林環境づくりを進めます。

(5) 地域の自然・水源、里山の保全、希少動植物の保護に努めます。

(6) 間伐材を初めとする木質資源の様々な分野への有効利用を検討します。

(7) 関係機関と連携して、捕獲されたシカの有効利用を検討します。

3 水産業（経済課）

現況と課題

水上村は自然豊かな村であるが、近年の木材価格の低迷による山林の管理状況や気象状況の変化により河川、溪流の水質にも変化が見られ、そこで暮らす水棲生物の影響により、魚類も減少している。昭和 50 年代後半頃は、ヤマメの養殖を営む村人がおり小さいながらも水産業として振興を図っていた時代もあったが、需要の問題から衰退し、現在に至っている。しかしながら、ヤマメ釣りを目的に水上村を訪れる人は多く、福岡県を中心にヤマメ釣り解禁日には、山々の溪流に太公望が入り込み、通年の観光振興に繋がっている。

村の溪流に住むアユやヤマメ等は、ほとんどが人工的に放流されているもので、貴重な地域資源として位置づけ、観光との連携を図りながら、漁場の確保、清流を維持するための環境保全が求められています。

基本方針

関連機関との連携により、河川管理に努め、漁場の確保と放流事業の促進を図るとともに、観光振興への活用を推進します。

具体的施策

1 清流の維持

(1) 集水域の植生の保全、下水道の整備、農薬等の散布の抑制及び適正な使用等により、人々が魚を捕ったり、子ども達が川遊びを楽しめる場所をつくるため河川管理を十分に行い、清流の維持を図るとともに、釣客・観光客へのマナーの徹底に努めます。

2 放流の推進

(1) アユ・ヤマメなどの放流事業を支援するとともに、魚影の見える川づくりのため繁殖保護に努めます。

3 外来魚種への対応

(1) 本来の水棲環境を取り戻すため、外来魚種への対応を検討します。

4 工業（企画観光課）

現況と課題

本村の工業（製造業）は、地場産業関連の製材、酒造・製茶などの食品製造を中心に11社（平成24年）で、従業員数はほぼ横ばいで、製造品出荷額はやや増加傾向にあります。しかし、都市部での景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、地方では依然として厳しい経済状況が続いています。地域就労の場拡充対策の取組のひとつとして人吉・球磨地域で協議会を設立し、広域的な企業誘致活動の充実に努めていますが、交通アクセス、流通コスト等の面から本村への企業進出は非常に厳しく難しい状況です。工業の振興は、雇用の創出、経済の活性化に大変有効であることから、原料の供給や流通機構の整備など農商工連携及び6次産業化といった他の産業を含めて相対的に地場工業の育成を図ることが重要となります。

基本方針

農業や林業など、村内資源を活用した第一次産業と連携して、既存の工業の振興及び新しい企業づくりを促進し、産業間の波及効果を高めつつ近隣市町村の動向も視野に入れ、本村の条件に合った企業の誘致に努めます。

また、地場企業の経営の強化を図るため、商工会と連携しながら事業の支援、情報の発信、設備・施設の近代化を進め、既存企業の雇用規模の拡大を目指します。

具体的施策

1 地場産業の育成

（1）村内で生産される農産物、林産物を使い、消費者の需要に合った特色のある地域ブランドとなる農産物加工品や木材工芸品の開発、住宅産業部門（産直住宅等）への進出など、第一次産業とあわせた農商工連携による工業の育成・支援に努めます。

2 既存工業の強化

（1）商工会と連携し情報の発信や共有化を進め、規模の不利益を補完しながら経営の近代化、効率化を促進します。また、従業員の高齢化への対応や新たな雇用の場の創出のため、既存企業の育成を図り、雇用の場の拡大を促します。

3 新しい企業づくり

（1）地域資源を活用した新しい企業づくりを進めるとともに、U・J・Iターン（ ）者等の技術や経験を活かした新しい雇用の創出を促しながら定住化の促進を図ります。

4 企業誘致の推進

（1）村民の意向をふまえながら、工場適地の調査や確保を進め、近隣町村の動向も視野に入れ、村の地理的、自然的条件にあった効果的な企業の誘致に努め、雇用の場の拡大を図ります。

U・J・Iターン：都市部から地方へ移住する現象で、地図上の動きをアルファベットになぞらえた表現。「Uターン」は生まれ故郷から都会へ出た人が再び出生地へ戻ること。「Jターン」は一度都会へ移った後に出生地に近い中規模の街などへ戻ること。「Iターン」は出生地とは別の地方へ移り住むこと。

5 商業（企画観光課）

現況と課題

本村には、日用雑貨、衣料、食料品、飲食店などの商店舗が集落の各地に散在していますが、そのほとんどが家族中心の小規模経営です。

村内の消費動向は、過疎化、高齢化による消費の減少に加え、自家用車の普及による行動範囲の拡大、消費者ニーズの多様化などにより、郊外の大型商業施設を中心とした近隣市町の商業地に購買力が流出しています。今後は、観光産業との連携、商店の経営の改善を推進し、観光客など村外からの購買力の導入を積極的に進めていく必要があります。

基本方針

観光産業との連携を強化し、観光客等、消費者のニーズに合わせた商店の整備を行うとともに地域色ある特産品・商品の開発を進めます。また、商工会を中心として、商店の経営の改善を促進し、あわせて商品券の発行など村内購買力の向上に取組み、村民のふれあい、憩いの場として誰もが楽しめる賑わいのある商業地の形成を図ります。

具体的施策

1 観光商業の推進

(1) 村内資源を活用し、第一次産業と連携しながら、地域色ある特産品や土産物の開発・販売、食事の提供を促進します。また、村民はもとより、本村を訪れる観光客が気軽に立ち寄り、楽しんでもらえるような商店・商業地づくりを促進し、観光と一体となった商業の振興を図ります。

2 経営の近代化の促進

(1) 経営の合理化・近代化のため店舗や仕入れの共同化を推進するとともに、消費者のニーズに合った商品を揃え、魅力ある商店、活気ある商業地の形成を目指します。また、経営の改善指導機能、店主や後継者の人材育成などの充実を図るため、商工会との連携をさらに深め、商工会の育成・強化に取り組めます。

3 商業地の空間整備

(1) 訪れていただいた方と交流し、快適な時間や空間を提供できる商業地として商店の整備を促し、駐車場、ポケットパーク、植樹など商業地の空間整備を進めます。

6 観光（企画観光課）

現況と課題

本村は、昭和 59 年から「日本一の桜の里づくり」に、平成 9 年からは「卓越のムラづくり」に取り組み、「水上ツーリズム」を組織し、地域資源を活かした観光振興に取り組んできました。平成 15 年度には、5 つの主要観光施設を総合的に管理、運営していくための第三セクター「株式会社みずかみ」が設立され、観光客の集客や物産販売等による地域経済への波及効果の一端を担っています。

しかし、観光客の受け入れ体制は量的・質的にも十分とはいえず、観光・宿泊施設の資質向上や効果的な観光誘客施策を進め、住民も楽しみながら「見る、参加・体験する観光」を継続し、年間を通じて観光客が楽しめる村づくりを進めていく必要があります。また、近隣市町村などと連携し広域的に周遊観光客を対象にした観光ルートの開発が課題となっています。

基本方針

今ある地域資源を再認識し、人とのつながりを大切にしながら、ありのままの営みを体験してもらうことを“商い”につなげ、農林商工業との連携、質の高い受け入れ体制を整えながら、年間を通じた観光客の集客を図ります。

具体的施策

1 地域資源を活用した観光の推進

- (1) 豊富な自然や地域資源を活用した体験型観光「水の上の学校」を継続し、年間を通して観光客を受け入れるとともに、他の産業と連携しながら経済波及効果を高めます。
- (2) 地域が持つ素材や資源を再認識し、その魅力を高める取り組みや観光メニューの開発を行い、観光地としての資質を高めます。
- (3) 新たな観光開発については、村民の意見をふまえながら、土地利用計画に沿って、自然環境、農村景観に配慮しながら進めていきます。

2 受け入れ体制の充実

- (1) 水上村観光協会、湯山温泉旅館組合等と連携し、研修などを通じて観光サービス提供者の資質向上を目指し、質の高いおもてなしの提供、宿泊施設の充実等を図ります。
- (2) 観光施設を安全に利用できるよう、利用者の意見を参考にしながら施設の改修、修繕を計画的に進めます。
- (3) ユニバーサルデザイン（ ）の考えに即した宿泊施設やトイレ、休憩所等の整備・充実を図るとともに、農山村の景観に配慮しつつ、分かりやすい案内板や道路標識の整備を検討し、人に優しい観光地を目指します。

ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

3 広域観光の推進

- (1) 観光需要の多様化に対応するため、人吉や五木・五家荘、椎葉や西米良など、周辺観光地との連携を深め、奥球磨広域連携推進協議会、九州中央山地観光推進協議会等と連携して観光地の周遊ルートを構築することで通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

4 観光情報の発信

- (1) ホームページ、フェイスブック等インターネットやテレビ、ラジオ等のメディアを有効活用し、水上村全体の観光PR、案内等を行います。
- (2) 奥球磨広域連携推進協議会・九州中央山地観光推進協議会等と連携しながら、広域的な観光宣伝を推進します。
- (3) 各地での観光物産展や各種催物へ積極的に参加し、観光・物産のPRに努めます。

第5章 ふるさとに親しみ、人と地域をはぐくむ教育（教育・文化）

第1節 ふるさとに誇りをもつ心豊かな人材の育成

1 「生きる力」をはぐくむ教育の推進（教育課）

現況と課題

本村の児童生徒数は、少子化の社会的現象を受け減少の一途をたどっています。今後、小中学校児童生徒数は平成31年度までほぼ横ばいに推移しますが、その後は減少していくことが見込まれます。

21世紀に入り、国際化、情報化、少子高齢化などが急速に進展し、生涯学習社会の実現が求められている中、これからの教育は、自分で課題を見つける力、自ら学び自ら考える力、意欲をもって活動し、よりよく、問題を解決できる力を育成することが重要となります。

また、正義感や道徳を重んじる心、人を思いやる心、人の命や人権を尊重する心、ふるさとや伝統・文化を愛する心など豊かな人間性を養い、たくましく生きるための健康や体力を培うことも大切です。

その一方で、学校教育においては、いじめ、不登校、非行問題などの課題及び完全学校週5日制の実施、新教育課程における基礎、基本の確実な定着、総合的な学習の時間のあり方、選択教科の拡充などの対応も迫られています。

基本方針

社会情勢の変化に対応できる心身ともにたくましい児童生徒を育成するため、学校がこのような時代の変化や様々な教育に関する課題を的確に対応し、自らの判断と責任で、学校や地域の特性を生かした教育を展開できるように、学校や教育委員会の取り組むべき基本的な方向性を示していきます。

さらに、推進するに当たっては、学校や教育委員会が主体的にかつ積極的に教育を展開できるように、教育行政の組織や学校運営の構築を図るとともに、学校、家庭、地域社会の果たすべき役割を明確にして、連携を図りつつ推進していきます。

また、首長部局、他の市町村教育委員会などの関係機関とも緊密な連携を持ち、積極的に教育改革を進めていきます。

具体的施策

1 教育改革推進の体制づくり

- (1) 時代の進展に対応するため、教育委員会の役割を明確にし、関係機関と連携を取りながら学校や地域の実態に応じた教育行政を進めます。
- (2) 教育改革推進のための体制を整えるため、教育改革の調査・企画・立案の組織を整備し、各種の委員会などの整理・統廃合を検討します。
- (3) 首長部局、その他関係機関と連携できる施策については、協働体制を強化します。
- (4) 毎年度の「点検及び評価」で事業の見直し、国の教育改革の進展を踏まえた新たな取り組みに努めます。
- (5) 他市町村教育委員会と連携し、学校や地域のニーズに応じた教育行政に努めます。

(6) 学校や地域の実態に応じ、校長のリーダーシップのもと、各学校が創意工夫した特色ある学校づくり、また保護者や地域の声を広く取り入れながら、開かれた学校づくりを目指します。

2 豊かな心の育成

(1) すべての教育活動を通して、正義感や公正さ、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性を育成するとともに「熊本の心」を大切にするとともに健やかな児童生徒を育てます。

(2) 豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するために道徳教育を充実します。

(3) 文化的な活動を通して、豊かな創造性や情操の涵養に資するとともに、自主性や社会性をはぐくみ、生涯を通じて文化に親しむ態度を育てます。

(4) 生活体験、社会体験、ボランティア活動などを通して、社会性を培っていきます。

(5) 支援学校や保育園の園児・児童生徒との交流を積極的に推進し、豊かな人間性や社会性を育むとともに、障がい児教育の理解・啓発を図ります。

3 確かな学力の育成

(1) 児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるとともに、指導方法を工夫改善し、指導・学習・評価が一体となった授業の展開し、個々の長所や可能性を発見し伸ばします。

(2) 学習する基礎的・基本的な内容を明確にし、その習得の徹底を図るために、チームティーチング()を活用しながら児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行います。

(3) 児童生徒の発達段階に即して学習の機会と場を工夫・提供し、徹底指導と能動型学習のめりはりある授業への展開を図ります。

4 読書活動の推進

(1) 豊かな心や確かな学力の育成の中核となる読書の重要性を認識し、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、積極的に読書活動を推進します。

(2) 学校図書館整備では蔵書数の維持を図り全児童生徒が読書習慣を身につけるよう、多様な読書活動の推進を図ります。

5 開かれた学校づくりの推進

(1) 地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域社会と連携協力して教育活動を展開できる学校づくりを推進します。

(2) 学校評議員制度等の設置を図り、適切な学校評価に基づいた学校経営状況を公開するとともに、地域からの情報収集に努め、学校と地域が双方の情報を共有化しながら、地域社会に開かれた学校づくりを目指します。

6 就学前教育の充実

(1) 幼児期とは、人格の形成にとって最も重要な時期と捉え、家庭を基盤とし、地域社

会が連携をとりながら、子どもの主体性を大切に、一人一人の可能性を育成する就学時前教育の充実を図ります。

- (2) 「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立ち、保育所と小学校が連携し、情報の共有化を図るとともに、保育と教育の調和のうえに立った指導体制が確立されるよう関係者の啓発に努めます。

7 健康教育の推進

- (1) 児童生徒が運動に親しみ、発達段階に応じて基礎体力・運動能力を培い、生涯にわたる運動への意欲が高まるよう、学校体育をさらに充実します。
- (2) 学校保健、学校安全及び学校給食を通して、生涯にわたって自分自身の健康を守り、高めることのできる力を育てます。
- (3) 運動部活動を通して、体力や運動能力を高めるとともに、自主性、責任感、忍耐力、協調性、連帯感をはぐくみ人格的な成長を図ります。

8 特別支援教育

- (1) 困り感のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援しながら、一人一人の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、特別支援教育を推進します。
- (2) 特別支援教育を通して、可能性を最大限伸ばし、個性を發揮しながら社会の一員として積極的に自立し参加できるよう、個々の状態に応じ、様々な人が活躍できるインクルーシブ教育（ ）の推進を図ります。

ティームティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て指導する方式。

インクルーシブ教育：障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育

2 社会全体の教育力の向上（教育課）

現況と課題

教育基本法第10条では、保護者が子どもの教育について第一義的な責任を有することや家庭において基本的な生活習慣や態度をはぐくむことの重要性を、第13条では学校、家庭及び地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互に連携・協力していくことがうたわれています。

熊本県では、平成25年4月に「くまもと家庭教育支援条例」を全国に先駆けて施行し、その中で家庭教育に対する保護者、地域、事業者等の役割が規定され、それぞれが一体となって子育てを支援していくようになりました。

本村においても、放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせるように「わんぱくキッズ塾」を開設したり、奉仕・体験活動「ふるさと塾」で地域のことを学んだり、くまもと「親の学び」プログラム等を活用した保護者への啓発活動を進めてきました。

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や生活能力、他人への思いやりや倫理観といった人間としての基本的な資質や能力の育成の場です。これまでの取り組みによって、子どもたちの生活リズムは改善されてきていますが、情報モラル等の新たな課題も浮かび上がってきています。今後は、家庭の自主性を尊重しながら、さまざまな家庭教育支援を実施し、充実させていくことが必要です。

地域の教育力として重要な役割を担うPTAや子ども会、女性の会などの社会教育関係団体は、これまで自主的な奉仕活動や学習活動などを通して、地域づくりや青少年の健全育成に大きく貢献してきましたが、少子高齢化や社会全体の変化に伴い構成員数の減少などの課題が生じています。今後、地域の教育力向上のためには、それぞれの社会教育関係団体や学校、地域、家庭が連携・協働した取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

豊かな感性、思いやりの心、強い意志や意欲、協調性と自立心を持った子どもたちを育成するため、まず保護者が、子どもの教育や子育てについて、自らの責任と役割を再認識してもらうような取り組みや情報の発信を推進します。

地域住民には「地域の子どもは地域で育てる」という思いで子どもたちの教育に関心を持ってもらうとともに、家庭や学校及び地域社会が連携し、それぞれが効果的に役割を分担しながら子どもの教育に参画することで、子どもたちがふるさとを愛する心や豊かな人間性などをはぐくむことのできる環境を整備するよう努めます。

具体的施策

1 家庭教育への支援の充実

- (1) さまざまな家庭の実態に配慮しながら、保護者が子育てについて学習する機会を提供するなど、家庭の教育力向上のための啓発や学習機会の提供に取り組みます。
- (2) 放課後や土曜日に、子どもたちが安全に過ごすことのできる場の提供や、体験活動の実施を図るとともに「わんぱくキッズ塾」の更なる充実に努めます。

(3) 学校や保育所、住民福祉課等の関係機関と連携しながら、家庭教育や子育てに対する相談体制の充実を図ります。また、親同士の情報交換の場や経験者のアドバイスを受ける機会の増加に努めます。

2 地域の教育力の向上

(1) 村民が参画した子どもの体験活動や交流活動、学ぶ機会を充実させ、地域社会全体で子どもを育てる機運を高めることにより、より多くの人々が地域の子どもを育てる取り組みにかかわることが出来るよう努めます。

(2) 「ふるさと塾」などの事業を、地域の人々の協力を得ながら実施し、ふるさとに親しみ心豊かでたくましい子どもの育成を図ります

(3) 水上村人づくり推進委員会及び各校区の人づくり振興会議を中心にこれまで取り組んできた青少年育成活動をさらに充実させ、青少年がボランティア活動や環境美化活動等の社会参画活動に積極的に参加できるような取り組みを推進します。

(4) P T A や子ども会、女性の会、若者サークル桜友会などの社会教育関係団体が、主体的に活動出来るようそれぞれの求めに応じた情報提供や助言を行います。

3 いつでもどこでも学べる環境づくり（教育課）

現況と課題

本村の生涯学習は、生涯を通していつでも、どこでも、誰でも自由に学習を選択し、学ぶことができる生涯学習社会の確立を目指し、村民のニーズに対応しながら、4教室・3クラブ・1セミナーを開講してきました。

教育基本法第3条では、生涯学習の理念として、これまで取り組んできた学習機会の充実のほか、学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指すとうたわれています。本村においては、これまで学習機会の充実は図ってきたものの、学習成果を生かす取り組みについては、地域での活動やボランティア活動の場の確保、活動したい側の希望と受け入れる側の要請を調整する仕組みの構築など課題も多く、すすんでいない状況にあります。

また、平成25年度に策定した第2期「水上村子ども読書推進計画」にもあるとおり、読書は子どもの人間形成にたいへん意味のある活動であり、日常生活の中で習慣化され、継続的に行われていくように環境を整備しなければなりません。そのためには、さまざまな機会、さまざまな場所で読書活動ができるように保護者、地域、学校等が協力して読書環境の整備に努めていく必要があります。また、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていくには読書活動が重要であるため、家族や地域において読書に親しむことができる機会の提供に努めます。

基本方針

生涯学習社会を築くためには、一人一人の学ぶ意欲を支えるとともに、その成果を生かす環境の整備も重要です。個人の要望や社会の要請とのバランスに留意しながら、だれもが、いつでも、どこでも学習できるような機会の提供に努めます。また、各個人の学習の成果がいろいろな場面において実際に活用され、学習の意義を実感できるような環境を整備するとともに、学習成果を社会全体の教育力の向上に生かすなど「知の循環型社会」の構築を推進します。

具体的施策

1 個人の要望や社会の要請に応える生涯学習の推進

- (1) 個人や社会の全体の新たな要請に積極的に応え、より質の高い学習の推進に努めるとともに、学習プログラムの開発や工夫、各種講座の充実を図ります。
- (2) 各種講座の指導者が連携して取り組むことができる講座の開設を図ります。また、受講者の中から新たな指導者となれる人材の育成に努めます。

2 学習成果の活用機会の充実

- (1) 村内のさまざまな施設や事業において、学習成果を発表できる場の確保に努めます。
- (2) スポーツ・文化活動、野外体験活動、ボランティア活動などさまざまな活動について、グループ・サークル間の情報交換をすすめ、お互いが持つ知識の共有を図ります。
- (3) 学校外の体験活動、子どもの悩み相談、情報教育、環境教育などについて、住民

の学習成果を生かすためのプログラムの開発、提供に努めます。

- (4) 青少年の豊かな成長を支えるため、青少年の多様な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や社会性、自ら考え行動できる力などを培う学習活動を促進し、ボランティア活動など社会参画活動に積極的に生かす取り組みを推進します。

3 読書活動の推進

- (1) 様々な年齢層に応じた蔵書の選書・提供・保存に努め、身近なところで本と親しむ事ができる環境づくりに取り組みます。また、村の広報等を活用し、新刊の紹介や読書活動推進事業の更なる啓発を行います。

4 スポーツで明るく健康な村づくり（教育課）

現況と課題

現在、複数多様化する利便性優先の社会の中で、人間関係の希薄化等による精神的ストレスの増大や、生活の利便性の向上による体力の低下など、心身両面での健康上の問題が顕在化してきています。このため、高齢者はもとより、村民全体が生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を営むことは個人の幸せにとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも重要となります。

こうした社会状況において、スポーツは精神的充足、体力の向上、生活習慣病の予防など、健康の保持増進に重要な役割を果たしています。

さらに、全国や世界の檜舞台で活躍する選手の姿は、人々に勇気と感動、そして、子どもたちに夢と希望を与え、郷土愛を育むなど、活力にあふれた地域づくりに大きく貢献するものです。

このように、スポーツは様々な意義や価値を有し、今日、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっており、さらに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることから、スポーツの推進は、これまでも増して本村の重要な責務となっています。

基本方針

する・観る・支えるスポーツをとおして、すべての村民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う村民の姿を目指します。

具体的施策

1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) スポーツ活動を推進するため、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、安全に、かつ、いつまでのスポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備します。

ライフステージに応じた運動習慣の定着

ライフステージに応じて、それぞれの年齢、技術、興味・目的に応じて、運動に親しみ、運動習慣が定着するよう努めます。

子どもの体力向上のための運動の推進

生涯にわたりスポーツに親しむ契機となる学校体育・スポーツ活動の充実により、運動やスポーツに積極的に取り組む子どもの育成を図ります。

高齢者スポーツの推進

高齢者が、本来の運動欲求や体力の保持推進、身体機能の回復等、それぞれの目的に応じて生涯にわたって運動やスポーツをとおして活力や生きがいを見いだし、社会活動に積極的に参画していくことは、高齢者自身、さらには地域社会にとって大きな意義を有しています。今後、住民福祉課と連携を取りながら高齢者スポーツの推進の支援に努めます。

2 誰もが参加できるスポーツスタイルの拡大

(1) 誰もが参加できる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備を推進します。

総合型クラブ「水上元気クラブ」の活用

村民が生涯にわたって豊かなスポーツライフを送るためには、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が不可欠です。本村では、地域のスポーツ活動やコミュニティづくりの拠点として「いつでも・どこでも・だれとでも・いつまでも」という理念のもと、日常的なスポーツ活動の場を提供する総合型クラブ「水上元気クラブ」の活動の支援・育成に努めます。

スポーツ推進委員の資質向上

スポーツ推進委員は、これまで50年以上にわたり地域におけるスポーツ振興の牽引者として活動してきましたが、当初の職務として比較すると、より幅の広いスポーツ活動や地域振興をコーディネートする等、質が求められる時代へと変化してきました。今後、スポーツ推進委員自らモチベーションを高めながら研修会等に参加し、より幅を広げたスポーツ活動やスポーツ推進のための事業の実施に係わる調整役として、住民の期待に応えうるスポーツ推進委員の育成に努めます。

3 魅力あるスポーツイベントの充実

- (1) 魅力あるスポーツイベントを開催することにより、村民のスポーツへの参加・意欲を高め、スポーツ人口の拡大を図ります。また、大規模なスポーツイベントを開催することで、村民のスポーツの魅力に触れる機会の充実に努めます。

大規模スポーツイベントの開催と誘致

大規模スポーツイベントの開催は、村民のスポーツへの関心を高め、スポーツの魅力を上げるとともに、競技力の向上や地域の活性化にも寄与するものです。公認奥球磨ロードレース大会が開催されるようになり、トップアスリートのスピード感あふれる走りは多くの村民を魅了しています。このように、競技レベルの高いスポーツを目のあたりにすることは、人々に感動を与え、村民自らのスポーツに取り組む意欲を高めるなどの効果が期待できることから、スポーツの普及を図るうえからも有意義であると考えます。また、大会開催は、村民のスポーツに関する意識を高め、「するスポーツ」だけでなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など「観るスポーツ」、そして、指導者やスポーツボランティアなど「支えるスポーツ」といった形でスポーツに参加する機会を提供することができます。また、参加選手や観戦者などが、県内外から多くの集客を図ることができ、地域経済にも大きく貢献することから、本村では大規模スポーツイベントの開催や誘致に取り組みます。

スポーツイベントの工夫

本村で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果を発表する場、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツを始めるきっかけとなる場、イベントの参加者相互や地域住民との交流の場などの機能を有しています。そのため、さらに多くの住民が参加できるよう、スポーツイベントの実施方法や効果的な広報活動などについて検討するとともに、その内容等の充実に努めます。

スポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設の整備・充実と村民のスポーツ活動を支える支援体制の整備は、本村のスポーツを推進するための基盤として極めて重要です。公認奥球磨ロードレース大会

の開催でトップアスリートを間近で観戦できる機会は、村民に夢と感動を与えるという大きな効果が期待できます。村内スポーツ施設について、このような大会・イベントが開催・誘致できるよう、適切な施設整備を行うとともに、公認奥球磨ロードレース大会はもとより全国・九州・県内・地域レベルのスポーツ大会行事や合宿及び練習等においても、広く活用されるようなスポーツ施設の整備に取り組んでいきます。

5 地域文化の振興と継承（教育課）

現況と課題

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにする上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。このため、文化の一層の振興を図り、文化を大切にす地域づくりが必要であります。

また、創造活動や交流活動など地域の伝統や風土を活かしながら、新しい文化を創造していく環境整備の促進も急務であります。

これまで、白水神楽の保存伝習施設の建設や川内平家踊り・上楠臼太鼓踊り等の備品の整備など計画的に保存修理に努めてきました。

地域において保存伝承されてきた地域文化・伝統文化・文化財等は長い歴史と風土に培われた貴重な財産であり、地域固有の文化を後世に伝えるべく後継者の育成に取り組む必要があります。

基本方針

伝統文化は社会生活と密接に結びついているものであり、生活の中で一体的な保存及び活用を図っていく必要があります。そこで、地域との連携による生活文化、生産文化、伝統文化などの総合的な伝統芸能伝承活動の促進や、芸術体験を通して、心豊かな子どもたちの育成を図るとともに、新たな文化創造の担い手の育成に努めます。

具体的施策

1 一体的・総合的な保存及び活用の推進

- (1) 地域に点在し、個々に保存及び伝承されてきた文化財や伝統芸能の保存会等が、密接に連携し交流を図り協力し合いながら、文化財・史跡の保護や伝統芸能の保存・伝承に取り組みます。
- (2) 太鼓踊りや神楽等の伝統芸能や有形文化財・史跡に対する村民の保護意識の高揚を図るとともに、伝統文化と観光資源との連携による総合的な活用を促進します。
- (3) 地域住民が一体となって参加し伝統文化、地域文化を知り、活用を図っていくため伝統文化、地域文化に関する記録やデータなどの資料の編纂に取り組みます。

2 伝統文化、地域文化を支える人材育成と確保の促進

- (1) 伝統文化を継承していくには、後継者の育成や伝統的な技能の習得などが重要であり、保存会等が行う地域における伝統文化活動を支援します。
- (2) 地域に根ざした伝統文化、地域文化の活動に意欲のある人材を育成するため、学校教育の場での継承活動の支援など、人材育成のための環境づくりを促進します。
- (3) 伝統文化の伝承者の励みとなる発表会の開催や技術修練の場となる公共施設等の提供など、伝統文化伝承のための支援活動に取り組みます。

3 文化財等の調査研究の推進

- (1) 文化財等の保存や継承活動を進めていくうえで、不可欠となる調査や映像などによる記録保全活動を推進します。
- (2) 地域の歴史・文化に関する資料等の収集整理や調査研究など、総合的な推進体制の

整備を図ります。

4 文化活動の促進と公共施設の活用

- (1) 文化活動の視野を広げ、また活動内容の充実を図るため、関係団体との連携を密にして、指導者の派遣など文化活動に対する支援体制を促進する。
- (2) 生の音楽や舞台芸術などに接し、豊かな創造性や情操の涵養を育むことを目的として、児童・生徒等を対象に行っている芸術体験事業の継続に努めます。
- (3) 学校施設は地域の人々が最も親しみ、愛着を持つ地域コミュニティの場であることから、文化活動への開放を進めていくとともに、岩野公民館などの社会教育施設等と連携し、文化活動の拠点としての活用を図っていきます。

指定文化財等一覧表

| 種類 区分 | 有形文化財 | | | | | | | 無形文化財 | 民族文化財 | | 記念物 | | | 伝統的建群 | 計 |
|----------|-------|----|-----|----|----|----|-----|-------|-------|----|-----|----|-------|-------|---|
| | 建造物 | 彫刻 | 工芸品 | 絵画 | 書跡 | 考古 | その他 | | 有形 | 無形 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 | | |
| 国 | 1 | | | | | | | | 1 | | | 1 | | 3 | |
| 県 | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | |
| 村 | 2 | 7 | 1 | | | | | | 4 | 1 | | 5 | | 20 | |
| 計 | 3 | 7 | 1 | | | | | | 5 | 1 | | 7 | | 24 | |

6 男女共同参画（住民福祉課）

現況と課題

地域活動や社会活動に参加する女性や職業をもつ女性は、これからも増加することが予想されます。

家事や育児・介護などは、依然として女性が主として担わなければならない現状や、職場での雇用、賃金での格差等、女性が能力を十分に発揮するためには、さまざまな障害があります。

女性や男性も互いに、年齢、性別にかかわらず、その人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指すことが課題となります。

基本方針

年齢、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重しあい、能力と個性を発揮し、積極的に参画できる社会環境の充実、整備を推進します。

具体的施策

1 共同参画に向けた意識の啓発

- (1) 家庭、地域、職場における、性別による固定的な役割分担の見直しを促すための広報、啓発活動を行います。
- (2) 年齢、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重しあい能力と個性が発揮できるよう学校、社会教育の場で啓発活動を行います。

2 共同参画を可能にする条件の整備

- (1) 年齢、性別にかかわらず雇用機会と待遇の改善など、雇用側への啓発を進めます。
- (2) 育児や高齢者の介護への支援体制の充実を図ります。
- (3) 地域社会における活動や市の政策決定の場への女性の参画を促進します。
- (4) 生涯学習や能力開発など、学習機会の拡大と内容の充実に努めます。
- (5) 配偶者からの暴力やセクシャルハラスメント（ ）等の啓発、人権への配慮に努めます。

セクシャルハラスメント：職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）
「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。

7 国際交流（教育課）

現況と課題

地域における国際化の進展は、地域の人々に国際理解というテーマを身近なものにしましたが、諸外国への理解と国際的な意識の高揚を図るための学習の場が少ないのが現状です。そこで、地域での「共生」という視点から、さらに外国人との交流を深め、継続的にお互いの文化や習慣、価値観等について理解する機会を持つ必要があります。

本村では、平成24年度から本村在住の外国語指導助手を雇用し、保育園、小学校、中学校における英語の語学力向上に尽力しています。今後もグローバル化が進み、多様なニーズに対応するため個々に応じた教育が必要となります。

諸外国の歴史や文化などを理解するための国際理解教育を展開し、諸外国の文化や生活習慣に関心を持ち、日本文化と諸外国文化の相違点や類似点に目をむけることのできる人材育成を進める必要があります。

基本方針

学校においては国際化に関する教育・学習を行う「国際理解教育」を推進し、社会教育の分野においては、近年の急速な国際化の進展に対応するための学習機会の支援を図りながら、諸外国との交流を深めるための環境づくりを進めます。

具体的施策

1 学校教育における国際化に関する教育・学習

- (1) 広い視野を持ち、諸外国文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持つ人々と交流できる資質や能力の育成を図ります。
- (2) 自分の考えや意志を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等を高めます。

2 社会教育における国際化への取り組み

- (1) 相手の基本的人権を尊重しながら、国際社会の一員であるという観点に立って連帯・協力する精神や態度を育み、相互の文化を理解し合うためのコミュニケーション能力の育成に取り組みます。
- (2) 生活により密着し、実践性の高い外国語の学習を行うための講座の開設や、自主的なサ・クル活動を支援します。
- (3) 環境問題、難民問題、人権問題、さらには食糧の問題など解決しなければならない地球的課題に対して、関心を持ち理解することのできる人材を育成します。
- (4) 国際理解講座や異文化の展示など、岩野公民館等の社会教育施設を活用した学習機会の充実に努めます。

8 人権教育（教育課）

現況と課題

一人一人の人間がかけがえのない存在であり、人間として尊重されるとともに、人が人として生きていくうえで必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を持っています。

しかしながら、人権問題の現状に目を向けると、同和問題をはじめ、女性差別、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障がい者、外国人などに対する偏見や差別など、人権に関する様々な問題が存在しています。

中でも同和問題は、近代社会の原理として何人にも保証されている権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題となっています。

本村においては、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権教育研究大会」や「熊本県人権子ども集会」などに積極的に参加し、人権意識の高揚に努めてきました。

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、行政、学校、民間団体及び村民一人一人が人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取り組みを進める必要があります。

基本方針

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。人吉球磨が一体となって策定した「人吉球磨人権教育・啓発基本計画」に基づき、全ての人が、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、あらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるよう地域づくりを推進します。

具体的施策

1 学校教育

- (1) 学校は校長を中心とした指導・協力体制の確立を図り、いじめ、不登校、性や薬物などの非行問題などの早期発見に努めるとともに、保護者、地域社会、関係機関・団体との連携を深め、問題解決に向けて迅速に取り組みます。
- (2) 教育の中立性の確保に留意するとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、PTAはもとより地域社会とも連携し、人権教育の促進を図ります。また、すべての教育活動を通して、人権尊重に対する豊かな感性、主体的な意識、実践力を身につけた児童生徒の育成に努めます。
- (3) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、高齢者・障害者等との交流活動を通して、お互いに尊重し合うとともに、豊かな感性や社会性、人間性を持った児童生徒の育成に努めます。
- (4) 学校が地域に開かれた人権教育・啓発の拠点として、その役割が十分に発揮されるよう学校と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を共有しながら、相互に緊密な連携を図ります。

2 社会教育

- (1) 人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談

体制の整備など、家庭教育の支援に努めます。

- (2) 人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、岩野公民館等の社会教育施設を活用して、地域の実情に応じた講座などに取り組みます。
- (3) 学校との連携を図りながら、青少年の豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの体験活動を通して、お互いの人権を尊重する地域づくりに努めます。
- (4) 人権教育啓発を推進する指導者の養成や資質の向上を図るため、水上村人権教育推進協議会の組織の強化など、社会教育における指導体制の充実を促進します。
- (5) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修会・研究大会等への積極的な参加を支援します。

第6章 高度情報化社会に応じた環境整備(道路・情報網の整備)

第1節 道路交通体系の整備

1 道路(建設課)

現況と課題

東九州自動車道や南九州自動車道等の事業中の区間を含め九州内の高速道路の整備が進んでいる中、平成23年3月には九州新幹線の博多～鹿児島中央間が全線開通となり、今後も九州内外からの各地へのアクセスはますます便利になるものと予想されます。

国道388号線の湯前～水上間のバイパスが平成21年度に開通し、県道人吉水上線、広域農道(フルーティロード)と合わせ、本村へのアクセス道は整備が進んでいますが、村内に目を向けると、県道上椎葉湯前線、県道五木湯前線、湯山峠手前の国道388号線の道路改良についてはなかなか進んでいない現状です。これらの幹線道路は、地域住民の生活・連絡道路であり、観光振興を推進するうえでも重要な路線です。しかし、市房ダムが水源地域対策特別措置法制定以前に建設されたダムであるため、その法適用の対象になっておらず、ダム周辺の生活環境基盤は十分とはいえません。特に県道は幅員も狭く安心・安全な住民生活を確保するうえで早急な整備が必要であり、今後とも引き続き、国、県に対して整備改良促進について強く要望していきます。

村道については、主要な道路はほぼ整備済みではありますが、今後は、集落内の連絡道で緊急車両等の進入に支障がある道路の整備を図りながら、経年劣化により老朽化している橋梁を含む既設道路構造物の整備補修を年次計画で進める必要があります。交流を中心に地域づくりを考える水上村においては、水上村を訪れる人にも、水上村に在住する人にとっても円滑で安全な道路網の整備に努めます。

林道については、平成10年度に着工した森林基幹道岩野白蔵線が平成26年3月に完成、また、昭和54年度に着工した森林基幹道梅木鶴線が平成27年度末には工事完了予定であり、さらに、平成24年度からは森林基幹道湯山峠小崎線が事業に着手しております。林道は、村の基幹産業である林業の振興にとって重要な役割を果たしており、近年は、自然環境保全の観点から、林道整備に数多くの課題が寄せられています。自然環境と人社会との調和を取りながら自然林、人工林等の環境を保全していくためには、林道の整備は重要であり、今後も、県営事業、国庫補助事業等を活用し、林業の振興、森林の保全のために整備に努めます。現在管理している林道については、路面・路側の補修、法面の改良、安全対策、除草等の維持管理を計画的に実施していく必要があります。

また、地域公共交通では、人吉から湯前町まで運行する「くま川鉄道」は、住民生活、特に学生の通学にとって重要な足となっています。これと併せて、路線バスは、村内高齢者にとって欠くことの出来ない生活通行手段であるため、この二つの通行手段を今後とも維持確保して行くことが最重要となっています。

基本方針

国道、県道の広域幹線道路の改良促進、集落間の通行と産業の振興を図るために、村内生活道路、産業関連道路の整備を計画的に進めるとともに、自然環境に配慮した道路

整備を図ります。また、住民の生活行動の広域化に対応した交通手段を確保するために、路線バス、くま川鉄道の運行の維持強化に努めていきます。

具体的施策

1 生活道路網の整備

- (1) 村社会を形成する集落内の交流や地域間交流を維持促進するために、集落間を結ぶ生活道路の整備を推進します。
- (2) 林業振興と自然環境保全の為の林道の整備を図ります。

2 幹線道路の整備

- (1) 国道388号線、県道五木湯前線、県道上椎葉湯前線の改良を促進します。

3 道路環境の向上

- (1) 道路の拡幅・舗装・交通安全施設の設置を進め、安全な道路整備を行います。
- (2) 適正な道路の維持管理に努めると共に、主な生活道路を中心に周辺に調和した道路の緑化を推進します。
- (3) ユニバーサルデザインの観点から高齢者・障がい者・児童にやさしい道づくりを推進します。
- (4) 水上村の景観に配慮した道路標識などの整備を図ります。

4 バス・鉄道運行の維持

- (1) 住民生活に密着したバス路線の確保を今後も続けていきます。
- (2) くま川鉄道の維持存続を図るため、多方面からの利用促進に努めます。

第2節 高度情報通信ネットワークの充実

1 情報・通信ネットワークの整備拡充（総務課）

現況と課題

ICT（情報通信技術）の進展により、社会構造は大きく変化しているなか、本村も携帯電話やスマートフォンなどの急速な普及により、高度情報・通信に対する住民の関心が高まっております。都市部から遠隔地にある本村のような地域にとって、産業、教育、福祉等の全般にわたり、情報通信ネットワークの整備は重要な課題です。

地区内には、山間、へき地のため難視聴地区も多く、通信施設も更新の必要な共同設置のものがあり、地域にあった通信システムの構築が必要となっています。

今後も、進化する情報化に遅れることなく、情報通信システムを重要な社会基盤のひとつとして捉え、国・県や周辺自治体との広域的な連携のもとに、民間・行政による様々な分野別の情報網の構築と情報化に対応できる人材育成を進め、交流の推進を図る必要があります。

基本方針

新しい地域情報ネットワークの構築を図り、行政と村民相互の情報交換の機能を充実させるとともに、産業・文化・行政などそれぞれの分野ごとの情報化を進め、村民生活や産業活動の高度化に努めます。

具体的施策

1 行政情報システムの拡充

- (1) 財産、人事、財務関係や窓口行政サービスの改善など、プライバシーの保護に配慮しながら、行政情報システムの拡充を図ります。
- (2) 防災行政無線については、システムの再構築の検討を含め、個別受信機の拡充や中継所の増設など進め、行政情報伝達の効率化を図ります。
- (3) 将来的には産業、教育、福祉、医療等、各分野を包括した総合情報システムを検討していきます。

2 地域の情報化の推進

- (1) 県の進める「情報化施策推進方針」との整合性に配慮しつつ、情報メディアの整備・充実を進めます。また、本村においても、総合的な情報化計画の策定を検討します。
- (2) 電子自治体の構築を推進するため、県及び県内市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」において、電子申請受付システムを始めとする各種電子自治体システムの共同開発・運営に取り組みます。
- (3) 中小企業や農林業者が必要とする経営情報の利用やシステムの整備を支援し、産業情報化を推進します。
- (4) インタ-ネット等を活用した村内外との情報ネットワークの整備・充実を図り、交流を促進するとともに、本村の情報発信機能の強化に努めます。

- (5) 防災行政無線、緊急通報装置システム等の活用により、非常時に備えるとともに、高齢者や障がい者にとっても使いやすい情報機器の導入に努めます。
- (6) 難視聴地区、難聴地区の解消や携帯電話エリア拡大のため民間情報組織との連携を図ります。

3 情報化教育の推進

- (1) 高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、学校教育における情報化教育を推進するとともに、学校施設の開放を進め、社会教育などの場においても学習機会を提供していきます。

ICT (Information and Communications Technology)

インターネットや携帯電話等の情報通信技術を表す英語としては「IT」と「ICT」があり、わが国では、「IT」の語が広く普及しているが、国際的には、欧州や中南米、アジアの各国及び国連をはじめとする各種国際機関において「ICT」の語が広く定着している。現在、日本でも「ICT」の語が広く普及しつつあるとともに、ネットワークを介したコミュニケーションが重要となってきたため、「ICT」の語を使用する。

第7章 村民と行政の協働による村づくり(村民参加・行財政運営・広域行政・地方創生)

第1節 村民参加による村づくり(企画観光課)

現況と課題

地方分権改革が推進されていく中で地域の特性を生かし、自らの判断と責任において村づくりを進めていくことが求められます。すなわち、自治体の主権者としての住民の自主自立を踏まえた自己判断による村づくりを意味し、行政への住民参加の意識改革が必要になります。各種事業の推進にあたり委員会や審議会等を開催し、村民の積極的な参加の受入れと意見を聞く体制を更に推進していくことが重要であり、各分野にわたり村民、関係機関、行政の役割分担と協力体制づくりが必要となっています。

基本方針

情報公開と共有に努めながら、地域の問題を自分たちの課題として捉え、解決に向けた企画や取組みを自主的に行う体制整備に努めます。また、従来の自治組織の機能を点検し住民が参加しやすい組織づくりを進めます。

具体的施策

1 情報の提供

(1) 広報「みずかみ」や回覧、インターネット、相談窓口等を活用し積極的に行政情報を提供します。

2 問題の共有

(1) 行政の課題は役場の問題という意識をなくし、村民、関係機関、行政の相互の信頼関係に基づいた役割分担の明確化と連携を図りながら、地域自ら課題を解決していく体制整備に努めます。

3 村民参加の体制整備

(1) 各種委員会、審議会、地域づくり活動など村政に参加しやすい機会を充実し、若者や女性の積極参加を促し、広く意見・提案が村政に反映されるよう努めます。

第2節 村民に身近な行政運営（総務課）

現況と課題

多様化する住民ニーズに対して、効率的で柔軟に対応していく行政運営システム並びに人材の育成、職員の能力開発が、今後の効果的な行政改革や新たな行政のあり方に大きく貢献していくことになり、時代の変化に対応できる政策形成能力の養成が職員一人ひとりに求められます。

また、情報公開による自己決定、自己責任の村づくりを推進するため、適正な文書管理と情報化機器の利活用を高めることが求められています。

基本方針

多様化する住民ニーズに対応するため、行政組織、機構を合理的に改革し、行政に携わる職員が、地域のシンクタンク（研究集団）やコーディネーター（調整者）としての役割を十分発揮できるよう、特性を生かした職員配置や専門性のある能力開発のための研修を進めます。

また、職員研修の充実と人材の育成に努め、職員一人ひとりが住民の視点に立った住民主体の村づくりを推進します。

具体的施策

1 行政組織の企画・調整機能の強化

- (1) 村民ニーズや財政状況を的確に把握して総合計画を推進するために、総合調整機能、事業プログラムの推進機能、事業効果の判断・計画へのフィードバック機能など、行政の総合力を高めます。
- (2) 戦略プロジェクトの推進など各課にわたる事業については、課題に応じたプロジェクトチームを編成するとともに、村民、村出身者、外部の専門家など多くの英知を結集しながら事業を推進します。
- (3) 行政ニーズの多様化に対応するために、職員の適正配置、民間委託や行政機構の簡素合理化を進め、行政機構や事務分掌の見直しを図ります。

2 職員能力の向上

- (1) 村民ニーズに柔軟に対応できる人間性の豊かさ、企画立案能力、調整能力などの専門的な能力向上をめざし、人材の育成に努めます。
- (2) 施策の立案や事業実施にあたり、地域のシンクタンク、コーディネーターとしての意識をもち、自己研修や研究会など職員研修の充実に努め、総合的能力の向上を進めます。
- (3) 国際化に対応できる職員を養成するため、職員の海外研修制度の導入を進めます。

3 事務・情報化処理システムの構築と有効活用

- (1) 窓口事務の電算化、事務処理の電算化、庁内のOA化により、迅速なサービスと合理化・効率化を進めます。
- (2) 共有化された情報の有効活用による文書管理システムを確立するとともに、情報化

機器の高度利用により、各種情報の収集能力向上と情報の共有化を推進します。

4 行政の文化化

- (1) 村役場は地域のシンクタンク・文化センターの役割をもち、人間性・創造性豊かな、文化的な村づくりをめざした行政運営を進めます。

第3節 計画的・効率的な財政運営の確立（総務課）

現況と課題

国は、当面の財政健全化の目標に向けて、国・地方をあわせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP費を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP費の安定的な引上げを目指し、「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化などの収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指していますが、2020年度目標の黒字化には、11.9兆円のギャップが生じています。

地方財政については、安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調をあわせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源については確保する事になっていますが、給与関係経費としての職員配置の適正化、技能労務職員の民間準拠、給与構造改革の反映、計画と歳出決算との乖離是正として、追加財政需要額の適正化、単独事業の抑制、歳出特別枠の削減などから、地方財政計画における歳出計上額の適正化を図ることで、一般財源額の削減が可能と見込んでおり、景気回復による地方税収の増、財政力の弱い市町村等の積立金残額の増加などから、地方歳出の抑制等を早急に行い、国から地方への財政移転を適正化する動きがあります。

このような中、本村の財政運営については、今後も村税収入の大幅な増加は見込めず、地方財政計画に基づく地方交付税に依存した財政運営を行っています。

国の借金残高が平成26年度末見込みで、税収の約16年分に相当する約780兆円となっており、国・地方を通じた財政危機はさらに深刻となることが見込まれ、村を取り巻くあらゆる環境はより一層厳しさを増してきます。少子高齢化に係る扶助費は年々増加傾向にある中で、村民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには、弾力的な財政状況を背景とした健全な財政運営が必要不可欠です。

基本方針

行政ニーズは年々高度化・多様化していますが、国・地方を通じた財政危機はさらに深刻となることが見込まれ、村を取り巻くあらゆる環境は、より一層厳しさを増していき、更に厳しい財政状況となることは否めませんが、今後の村づくりの重点施策を進めるために、計画的な財政運営を行います。

また、自主財源を確保するため、長期的視野に立った産業政策、人口対策などの総合的施策を推進するとともに、経費全般にわたる見直しや行政組織・機構の簡素合理化を進め、限られた財源の重点的、効率的な配分に努めます。

具体的施策

1 活力ある村づくりへの計画的な財政運営

(1) 高齢化、情報化、国際化など、社会情勢の変化による新しい分野の需要に的確に対応できるよう、長期的な展望に立った財政計画に沿って、効率的な財政運営を進めます。

(2) 地域の人材、技術、情報、資源などの民間活力を導入して、村づくりや地域経済振興策を推進します。

2 行政改革の推進

(1) 事業事務の見直し、組織・機構の簡素合理化、適正な人事管理、行政運営の効率化により、村民サービスの向上に努めます。

3 地方分権の推進

(1) 機関委任事務の廃止に伴う法定受託事務区分の再構成、国の関与等の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直し、手数料規定の条例化等により、分権型の地域づくりを目指します。

4 財源の確保

(1) 地域産業の育成・振興、若者の雇用の場の確保、定住化の促進など、地域活性化への長期的な取り組みを進め、村民税などの自主財源を安定的に確保します。

(2) 地方交付税の財源調整、財源保障の堅持充実や国庫補助負担廃止に伴う税源移譲分の確実な財源措置などを国へ要望していくとともに、村債の計画的活用、受益者負担の適正化により、財源を確保します。

(3) 国・県のモデル事業などの補助事業や単独事業の支援制度など、積極的に活用していきます。

第4節 村税等収納向上対策（税務課）

現況と課題

本村の村税等収納率は、現年課税分と滞納分を含めて平成25年度で99.1%と県平均を大きく上回る収納率となっております。また、この中でも住民税については収納率100%を達成しております。

しかしながら、長引く景気停滞に伴い個人所得が落ち込む一方、滞納分については長期滞納者の固定化が問題となっております。

今後求められる村政運営上必要不可欠な財源を確保するため、滞納整理等の税収確保に向けた取り組みを実施します。

基本方針

滞納整理方針の整備を進めながら、県南広域本部との併任徴収による意見交換を踏まえた困難事案等に対する滞納整理をはじめ、当該本部と連携した共同の取組みや徴収引継ぎを行います。

また、町村間併任徴収や県主催の研修等の受講の機会を捉えて徴収職員のスキルアップを引続き図ります。

具体的施策

- (1) 目標達成に向けた滞納整理の年間計画を作成するとともに、課の打ち合わせにおいて、各月の重点行動計画を定め督促状や催告状への対応、その他懸案事項の検討を行い、滞納者への早期接触、財産調査、滞納処分を実現します。
- (2) 預貯金等の一斉調査など早期の財産調査を行い、高額滞納事案については、早期に税務調査を実施します。
- (3) 滞納事案毎の進捗状況（財産の調査状況、納付誓約、分納計画）を常に把握し、特に納付の不履行者に対しては、分納監視を徹底します。
- (4) 不能欠損処分の対象となり得る滞納については、県の意見等を聴きながら対処していきます。
- (5) 差押えを行っている不動産の換価に向けて、県・市町村不動産合同公売会へ積極的に参加します。

第5節 広域行政の推進（総務課）

現況と課題

交通条件や情報網の発達は日常の生活圏を拡大し、町村の枠を超え広がっています。現在、人吉球磨地方1市9町村による広域行政組合が組織され、ごみ処理、斎場、病院、消防、福祉等の課題に取り組んでいます。

行政課題も複雑多様化していくなか、広域的な対応が求められてくることから、平成26年に人吉市と協定を締結した定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市と、その中心市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、人吉球磨定住自立圏がめざす将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的取組を形あるものに進めていく必要があります。

基本方針

人吉球磨はひとつというお互いを思いやる共生の精神を基調に、10市町村の連携と機能分担により地域が一体となって取り組む課題と役割を明らかにし、広域的な地域づくりを進め、事務、事業の一体化と効率化を推進します。

具体的施策

1 広域事業への取組み

- (1) 県総合計画や人吉球磨定住自立圏共生ビジョンとの整合性に努め、広域事業への取組みを推進します。
- (2) 奥球磨広域連携事業の展開により、住民の自主的な交流や地域づくりへの参加を進めます。
- (3) 人吉球磨観光推進協議会等、各種の組織の活性化と活用により広域的な観光ルートの開発など広域的な視点で取り組みます。

2 広域行政体制の強化

- (1) 広域での課題と役割を再認識し、広域行政組合の機能や事業の充実に努めます。
- (2) より住民に近いところでの活動や情報の公開に努め、広域事業への住民への啓蒙普及に努めます。
- (3) 広域圏での課題整理や各市町村の相互理解を進め、道路網の整備や雇用促進など共通事項については広域での対応を進めます。

第6節 地方の創生（総務課）

現況と課題

地方は、若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、少子化、人口減少につながり、人口減少は、地域経済に消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小が迫られるような状況も広範に生じつつあります。

こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としています。

このように、地方は、人口減少を契機に「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる。」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い状況にあります。

国では、日本全体の人口の将来展望を示す「長期ビジョン」とそれを踏まえた「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、地方と連携して地方創生に取り組むことになっていきます。

村の人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要になります。

基本方針

村に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立し、村に新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、住民が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境づくりを推進します。

具体的施策

1 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定

- (1) 村の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定します。
- (2) 「地方人口ビジョン」を基礎とし、本総合計画と整合性をとりながら、住民からの幅広い意見を取り入れた、住民が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境づくりのため、「地方版総合戦略」を策定します。

第4部 実施計画

- 1 主要事業実施計画（平成27年～平成31年）
- 2 財政計画

参考資料

- 1 住民アンケート調査表
- 2 総合計画策定関連資料